

第3期

長与町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月

長与町

「こども」の表記について

令和4年9月15日付で内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室が発出した事務連絡『「こども」表記の推奨について（依頼）』では、今後の行政文書では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を活用していくことを各府省庁に通知しています。

（特別な場合の判断）

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」

子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

本計画では、計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」に合わせて漢字表記の「子ども」を基本としますが、上記通知を踏まえ国が使用する平仮名表記の「こども」も混在しています。

目次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の背景と目的	1
(1)我が国の少子化対策	1
(2)長与町における少子化対策	3
2 計画の位置づけ	4
(1)計画の法的根拠及び他計画等との関係	4
(2)計画の対象	4
(3)計画の期間	5
(4)持続可能な開発目標(SDGs)への配慮	5
3 計画の策定方法	6
(1)長与町子ども・子育て会議による協議	6
(2)庁内の連携	6
(3)アンケート調査の実施	6
(4)パブリックコメントの実施	6
第2章 子どもを取り巻く長与町の状況	7
1 統計数値から見た状況	7
(1)人口の推移	7
(2)世帯数等の推移	8
(3)人口動態	9
(4)有配偶率等	10
(5)女性の就業率	11
2 長与町の教育・保育施設等	12
(1)幼児期の教育施設	12
(2)保育施設	12
(3)教育・保育施設における広域利用	13
(4)小学校・中学校	14
3 アンケート調査結果の概要	15
(1)世帯の経済的なゆとり	15
(2)母親の就労状況	15
(3)定期的に利用している子育て支援サービス(就学前児童)	16
(4)定期的に利用したい子育て支援サービス(就学前児童)	17

(5)不定期に利用したい子育て支援サービス(就学前児童)	18
(6)母親の育児休業制度の取得経験	18
(7)放課後の過ごし方(小学校児童)	19
(8)地域に求めたいこと	20
(9)長与町は子育てしやすい町だと思うか	20
(10)長与町での子育ての意向	21
(11)小学校入学に向けて不安なことや気になること(就学前児童)	21
(12)中学校進学に向けて心配なこと(小学校児童)	22
4 第2期計画の進捗評価	23
(1)評価方法	23
(2)評価結果	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画期間における子どもの人口推計結果	25
2 計画の基本的な考え方	26
(1)基本理念	26
(2)施策方向	27
(3)事業計画の体系	28
3 教育・保育提供区域	31
第4章 事業計画	33
1 幼児期における教育・保育	33
(1)年度ごとの量の見込みと確保の方策	35
(2)教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	38
(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	39
2 地域子ども・子育て支援事業	40
(1)利用者支援事業	40
(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	41
(3)乳児家庭全戸訪問事業	42
(4)養育支援訪問事業	43
(5)子育て短期支援事業	44
(6)一時預かり事業	45
(7)時間外保育事業(延長保育事業)	47
(8)病児保育事業	48
(9)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	49
(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	50

(11)妊婦健康診査	51
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	52
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	53
(14)子育て世帯訪問支援事業	53
(15)児童育成支援拠点事業	54
(16)親子関係形成支援事業	54
(17)妊婦等包括相談支援事業	54
(18)産後ケア事業	55
(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	56
3 子どもの安心・安全の確保	57
4 子育て家庭への経済的支援	58
5 子どもや母親の健康・医療の充実	60
6 学校教育の充実	65
7 子どもの健全育成	67
8 子育て支援ネットワークづくり	69
9 仕事と子育ての両立支援	70
10 ひとり親家庭の自立支援	72
11 障害のある子どもへの支援	74
12 子どもの虐待防止	77
13 子どもの貧困対策	78
第5章 計画の推進	79
1 進行管理・評価	79
2 推進体制	80
(1)連携体制の確立	80
(2)住民や関係機関・団体との連携	80
(3)国・県との連携	80
資料	81
1 計画策定組織	81
(1)長与町子ども・子育て会議条例	81
(2)長与町子ども・子育て会議委員名簿	83
2 計画の策定経過	84

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

(1) 我が国の少子化対策

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。

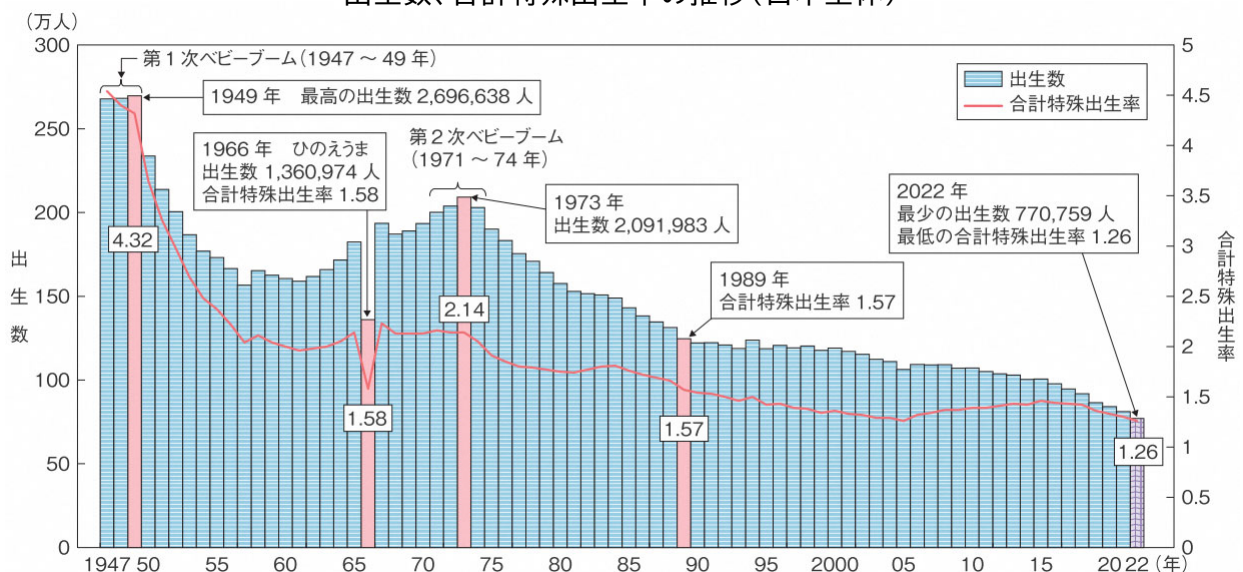
また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが健やかに育ち望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

こうした中、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から幼児期の教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。さらに、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」がスタートしています。

令和4年6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が成立・公布され、こども家庭庁が令和5年4月に発足しました。

令和5年12月には、これまでの少子化対策を踏まえた「こども未来戦略」が閣議決定され、“2030年代”に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスとの認識のもと、令和8年度までの今後3年間を集中取組期間として、その期間に実施する具体的な政策「こども・子育て支援加速化プラン」が示されています。

出生数、合計特殊出生率の推移(日本全体)



※厚生労働省「人口動態統計」(確定数)

子ども・子育て支援に関する主な国の動向

<子ども・子育て支援法等の改正>

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた以下の施策を着実に実行するため、令和6年10月1日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等」が施行されました。

- ・ ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ・ すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ・ 共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置
- ・ 児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度の創設

<子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正>

子ども・子育て支援新制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、主に以下の内容が基本指針に追加されました。（令和7年4月1日施行）

- ・ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項
- ・ 児童発達支援センター等に関する事項等
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項
- ・ 経営情報の継続的な見える化に関する事項
- ・ 産後ケアに関する事項

<児童福祉法等の改正>

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、主に以下の内容を踏まえた「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行されました。

- ・ 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
- ・ 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
- ・ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
- ・ 児童の意見聴取等の仕組みの整備
- ・ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
- ・ こども家庭福祉の実務者の専門性の向上
- ・ 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組みの導入に先駆けた取り組み強化）等

（２）長与町における少子化対策

本町では、少子化社会対策基本法や子ども・子育て支援関連３法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、平成 27 年 3 月に「長与町子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期長与町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

令和 7 年度を初年度とする「第 3 期長与町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）では、「こども未来戦略」や「こども・子育て支援加速化プラン」など、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、長与町で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

子ども・子育て支援法の考え方

基本理念（第二条関係）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

市町村の責務（第三条関係）

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

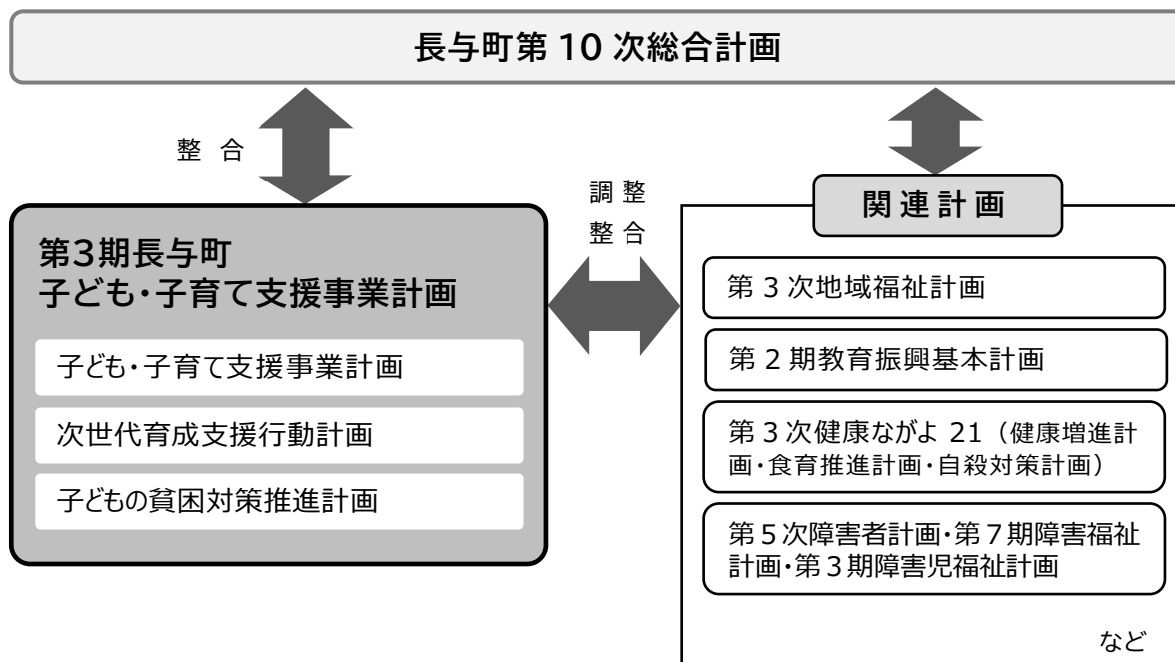
2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠及び他計画等との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけるとともに、国が示す同法に基づく基本指針に基づき、長与町が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにするものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に基づく市町村計画も包含しています。

さらに、まちづくりの最上位計画である「長与町第 10 次総合計画」をはじめ、健康福祉・教育分野などの関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しました。



(2) 計画の対象

本計画は、就学前児童と小学校児童を中心とした児童福祉法に定められた 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、地域、事業所、行政等を対象とします。

（３）計画の期間

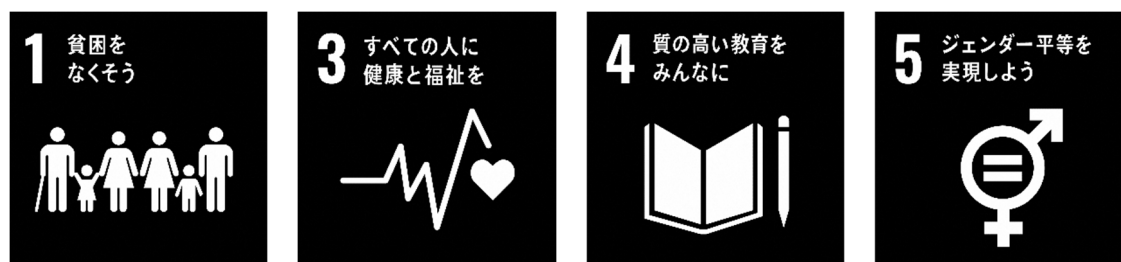
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、「量の見込み」と実績との差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行うものとします。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期計画					
	第3期子ども・子育て支援事業計画				
			必要に応じて見直し		第4期計画の策定

（４）持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標です。令和12年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsで掲げられた達成すべき具体的目標は、地方自体の取り組みと密接な関連があります。本計画では、SDGsが目指す17ゴールのうち、主に「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組んでいきます。



3 計画の策定方法

(1) 長与町子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「長与町子ども・子育て会議」にて、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

(2) 庁内の連携

子ども・子育てに関する施策は、庁内のさまざまな部署が関連します。計画の策定にあたって、教育・保育・健康・福祉をはじめ、各部署で計画内容を調整して取りまとめました。

(3) アンケート調査の実施

幼児期における住民の教育・保育事業等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況などを把握するため、就学前児童と小学校児童を対象とした「長与町の子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

	就学前児童調査	小学校児童調査
調査対象者	全数調査（兄弟姉妹等は除く）	全数調査（兄弟姉妹等は除く）
調査方法	郵送による調査票の配布・回収 （WEB回答もあり）	郵送による調査票の配布・回収 （WEB回答もあり）
調査時期	令和6年3月	令和6年3月
配布数	1,620	1,798
回答数	858	921
回答率	53.0%	51.2%

(4) パブリックコメントの実施

住民の意見を計画内容に反映させるため、計画素案を広く公表し、令和7年1月にパブリックコメントを実施しました。

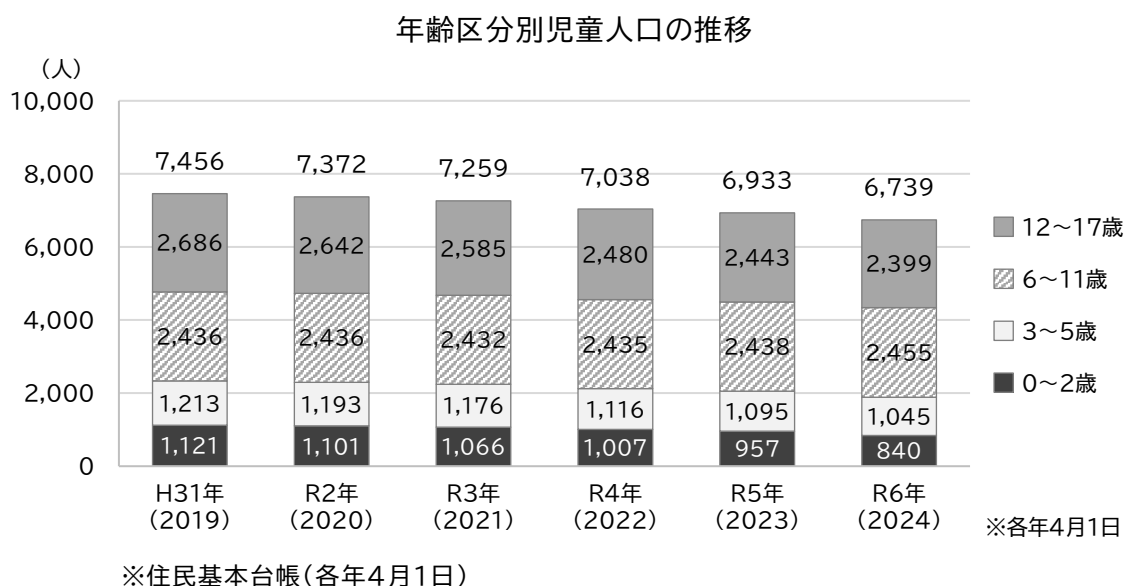
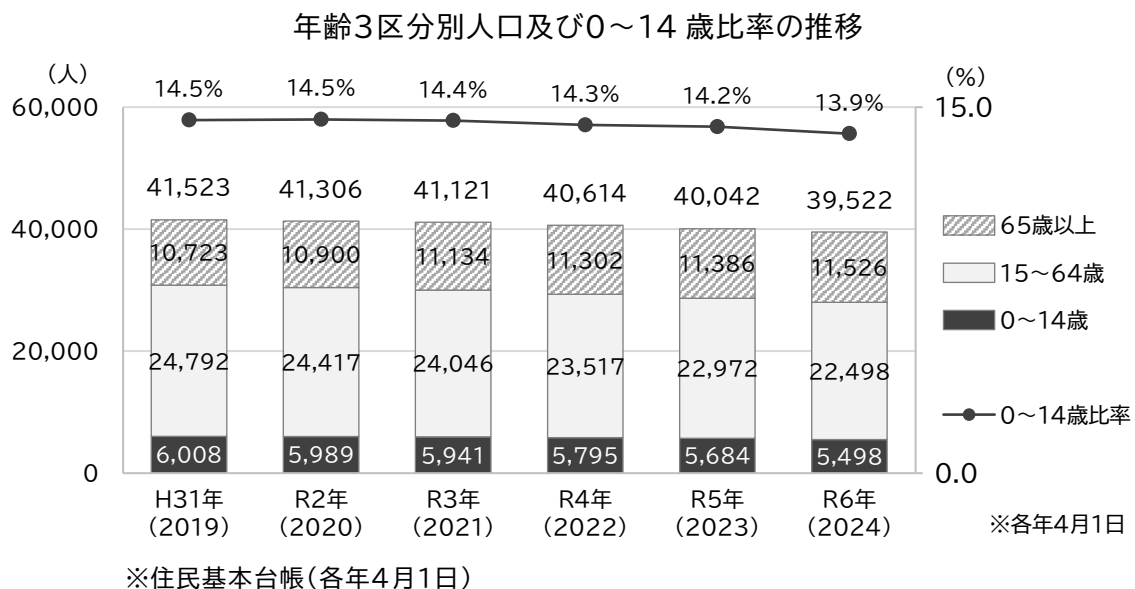
第2章 子どもを取り巻く長与町の状況

1 統計数値から見た状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在 39,522 人となっており、微減傾向で推移しています。年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）が減少し、65歳以上（老年人口）が増加するという少子高齢化が進行している状態です。

18歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 6,739 人となっており、減少傾向が続いています。

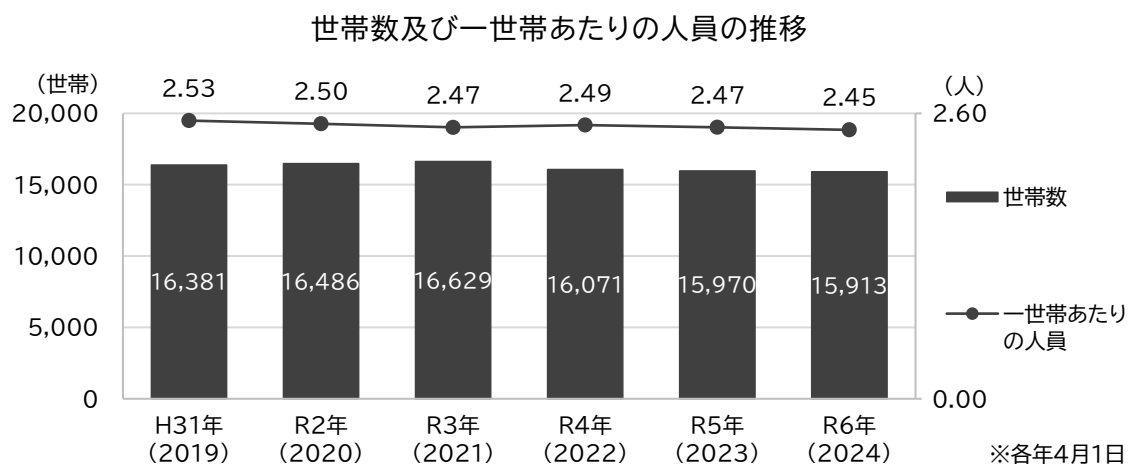


(2) 世帯数等の推移

本町の世帯数は、令和6年4月1日現在 15,913 世帯となっており、ほぼ横ばいで推移しています。一世帯あたりの人員は、令和6年4月1日現在 2.45 人となり、減少傾向が続いています。

子どものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の 89.7%を占めています。この割合が上昇傾向であることから、核家族化の進行が見られます。

ひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯の合計）は、令和2年10月1日現在、18歳未満世帯員のいる一般世帯の 10.8%となっています。



※県統計資料「ながさきの統計」(各年4月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数)

子どものいる世帯の構成

(単位:世帯)

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	H22年(2010)		H27年(2015)		R2年(2020)	
総数	4,959	100.0%	4,625	100.0%	4,124	100.0%
親族のみ世帯	4,941	99.6%	4,609	99.7%	4,113	99.7%
核家族世帯	4,264	86.0%	4,078	88.2%	3,701	89.7%
夫婦のみの世帯	0	-	0	-	0	-
夫婦と子どもから成る世帯	3,796	76.5%	3,587	77.6%	3,255	78.9%
男親と子どもから成る世帯	38	0.8%	57	1.2%	37	0.9%
女親と子どもから成る世帯	430	8.7%	434	9.4%	409	9.9%
核家族以外の世帯	677	13.7%	531	11.5%	412	10.0%
非親族を含む世帯	12	0.2%	9	0.2%	10	0.2%
単独世帯	6	0.1%	7	0.2%	1	0.0%

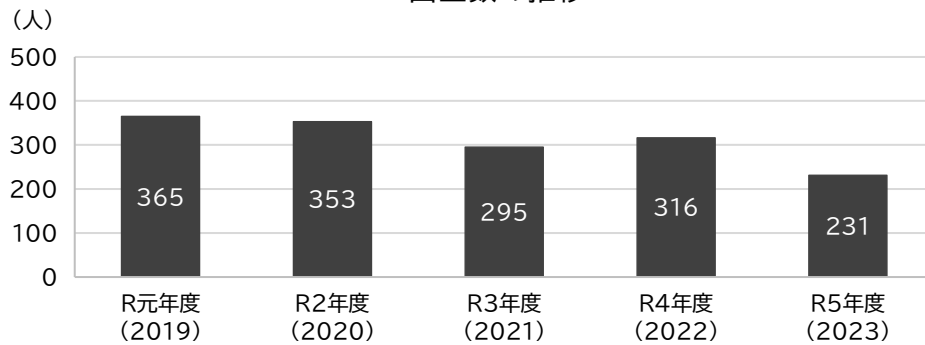
※国勢調査(各年10月1日)

(3) 人口動態

本町の出生数は、令和5年度が231人となり、令和元年度と比べると134人減と大幅な減少となっています。

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当）は、全国や長崎県を上回る水準で推移しています。

出生数の推移



※町統計資料

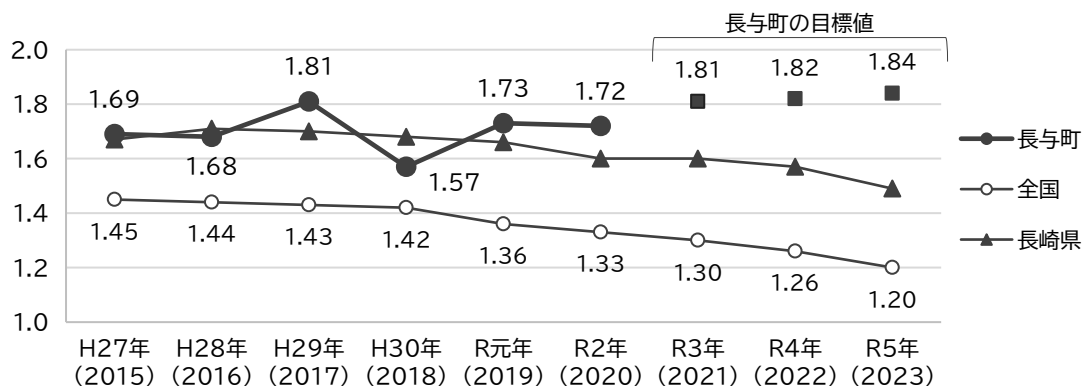
母親年齢区分別出生数

(単位:人)

	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)
15～19歳	2	0	2	2	0
20～24歳	26	31	12	28	26
25～29歳	127	117	91	91	63
30～34歳	128	113	123	122	87
35～39歳	66	79	55	57	48
40～44歳	16	13	11	16	7
45～49歳	0	0	1	0	0
合計(出生数)	365	353	295	316	231

※町統計資料

合計特殊出生率の推移

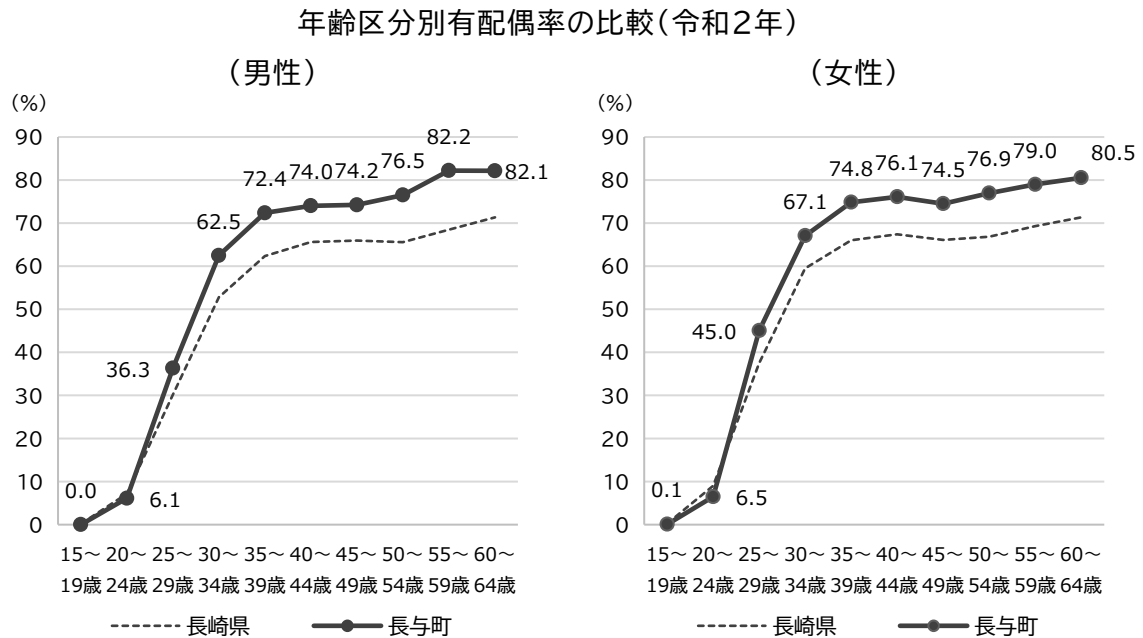


※町統計資料

(4) 有配偶率等

本町の有配偶率は、ほぼすべての年齢区分で長崎県の平均を上回っています。

一方、未婚率は、男性は25歳以上で上昇傾向、女性は25歳から44歳で減少傾向が見られます。



年齢区分別未婚率

(単位: %)

	男性			女性		
	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)
15~19歳	99.8	99.8	100.0	99.2	99.1	99.8
20~24歳	90.3	88.6	91.9	90.5	88.8	91.9
25~29歳	56.1	51.6	60.8	57.8	51.8	51.9
30~34歳	32.8	31.0	35.1	30.4	26.3	28.6
35~39歳	22.8	19.1	23.7	24.0	19.3	19.2
40~44歳	15.6	12.4	20.5	18.3	17.2	15.1
45~49歳	11.0	9.1	18.7	15.4	12.2	15.4
合計	42.5	40.6	46.1	43.8	41.2	41.3

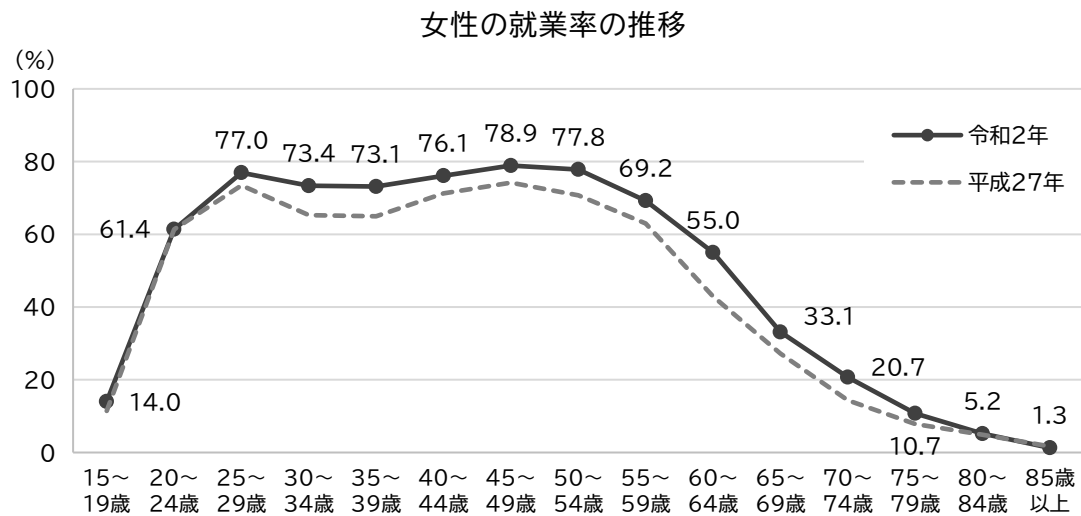
※国勢調査(各年10月1日)

(5) 女性の就業率

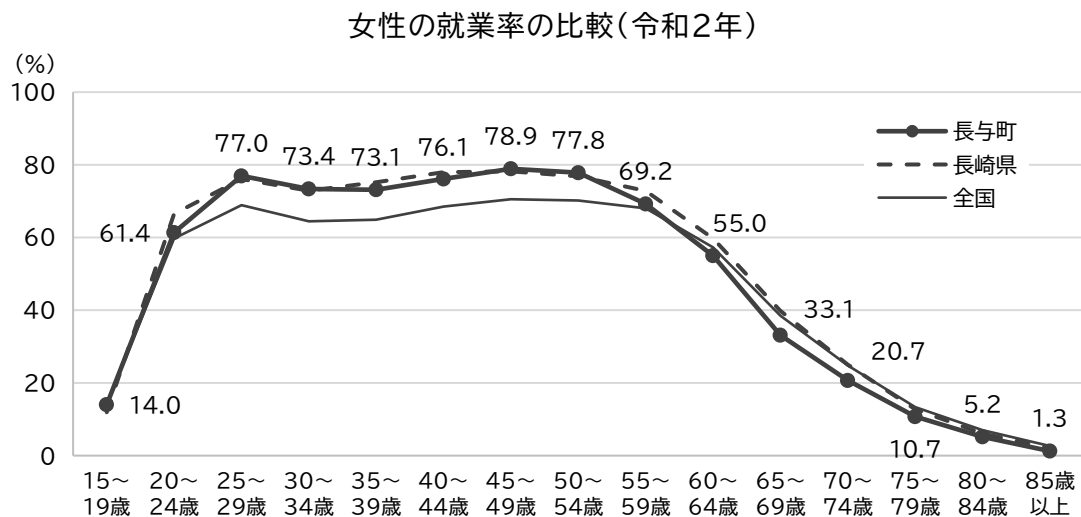
女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数の割合）は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、緩やかなM字カーブを描いています。

令和2年は、ほぼすべての年齢で平成27年と比べて就業率の上昇が見られます。

また、長崎県の水準に比べると、35歳から44歳は若干低く、今後も出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策や事業を推進していく必要があります。



※国勢調査(各年10月1日)



※国勢調査(令和2年10月1日)

2 長与町の教育・保育施設等

(1) 幼児期の教育施設

町内3か所の教育施設の入園児数は、年々減少傾向にあります。これは、少子化の影響や共働き世帯の増加（保育施設利用の増加）等によるもので、今後は、低年齢時から保育施設に預ける世帯が増えることで、教育施設の利用の減少が見込まれています。

幼児期の教育施設の推移

(単位:か所、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
施設数	認定こども園(1号)	1	2	2	2	2
	幼稚園(1号)	1	0	0	0	0
	幼稚園(未移行)	1	1	1	1	1
人数	定員数	500	450	450	450	450
	入園児童数(3～5歳)	374	337	292	253	230
	充足率	74.8%	74.9%	64.9%	56.2%	51.1%

※各年4月1日

※入園児童数は町内在住者のみ

(2) 保育施設

本町でも保育ニーズは高く、令和6年4月1日現在の入所児童数は1,032人となっています。保育施設の定員数は、保育ニーズに合わせて認可保育所の整備・改修及び定員の変更等を行いながら、令和3年以降1,123人となっています。

今後は、共働き世帯の増加等による保育施設利用の低年齢化と将来的な少子化を加味しながら、保育施設及び定員の整備を図っていく必要があります。

保育施設の推移

(単位:か所、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
施設数	認可保育所	9	9	9	9	9
	認定こども園(2・3号)	1	2	2	2	2
人数	定員数	1,063	1,123	1,123	1,123	1,123
	入所児童数	1,045	1,055	1,066	1,055	1,032
	0歳	72	66	51	43	47
	1歳	185	200	199	193	193
	2歳	208	185	208	205	193
	3～5歳	580	604	608	614	599
	充足率	98.3%	93.9%	94.9%	93.9%	91.9%

※各年4月1日

※入所児童数は町内在住者のみ

(3) 教育・保育施設における広域利用

本町は、長崎市のベッドタウンという地域の特性もあり、広域利用については町外からの受け入れ（受託）よりも、町外の教育・保育施設への委託が多い状況にあります。

教育・保育施設における広域利用の推移

(単位:人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
委託	利用児童数	261	246	244	223	216
	0歳(3号)	7	1	3	1	1
	1歳(3号)	8	10	18	5	12
	2歳(3号)	4	10	14	14	8
	3～5歳(1号)	201	183	159	154	130
	3～5歳(2号)	41	42	50	49	65
受託	利用児童数	32	4	6	7	7
	0歳(3号)	0	0	0	0	1
	1歳(3号)	2	0	0	1	1
	2歳(3号)	0	1	0	1	2
	3～5歳(1号)	27	0	0	2	0
	3～5歳(2号)	3	3	6	3	3

※各年4月1日

(4) 小学校・中学校

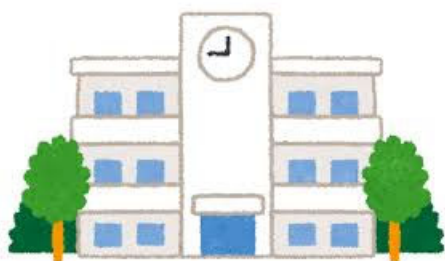
本町には、令和6年5月1日現在、小学校が5か所、中学校が3か所あります。小学校の児童数は横ばいに推移していますが、中学校の生徒数は若干の減少傾向にあります。

小学校・中学校の推移

(単位: か所、クラス、人)

		R2年 (2020)	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)
小学校	施設数	5	5	5	5	5
	学級数	98	98	99	99	99
	うち特別支援学級	16	16	16	16	17
	児童数	2,341	2,335	2,340	2,352	2,369
	1年生	421	401	377	393	381
	2年生	382	418	401	374	398
	3年生	376	388	417	402	371
	4年生	379	378	393	422	405
	5年生	374	376	376	386	426
	6年生	409	374	376	375	388
中学校	施設数	3	3	3	3	3
	学級数	43	40	41	39	38
	うち特別支援学級	8	6	8	8	6
	生徒数	1,140	1,151	1,127	1,077	1,046
	1年生	402	389	346	349	348
	2年生	357	400	386	344	352
	3年生	381	362	395	384	346

※各年5月1日



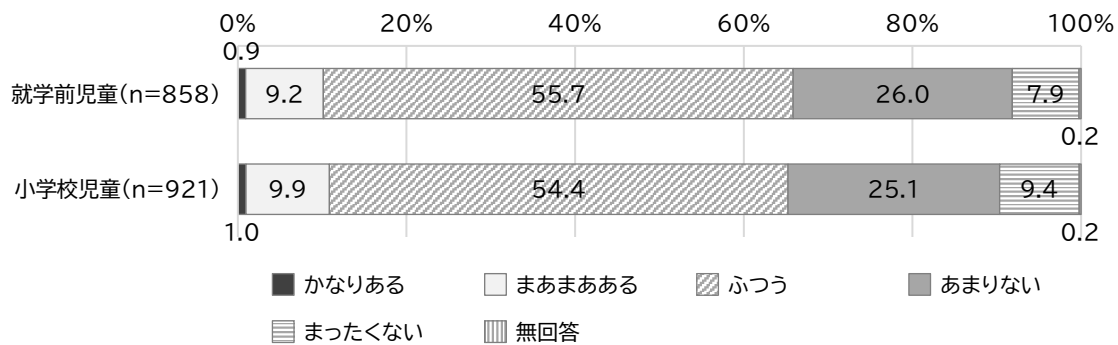
3 アンケート調査結果の概要

(1) 世帯の経済的なゆとり

問 あなたの世帯では、現在の生活に経済的なゆとりがありますか。

就学前児童、小学校児童ともに「ふつう」が約 50%を占め最も高く、次いで「あまりない」、「まあまあある」、「まったくない」、「かなりある」と続いています。

「あまりない」と「まったくない」を合わせた“余裕なし”は、就学前児童が 33.9%、小学校児童が 34.5%となっています。



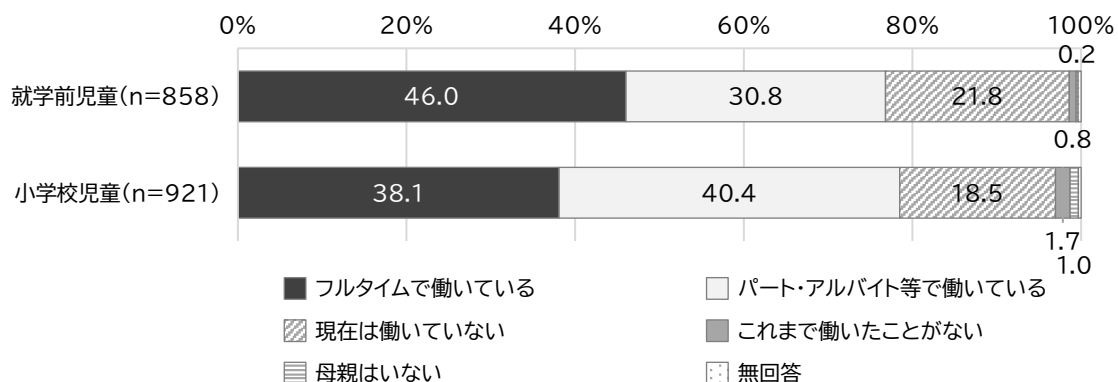
(2) 母親の就労状況

問 お子さんの母親は、現在働いていますか。(○は1つ)

※フルタイム、パート・アルバイト等には、産休・育休・介護休暇中を含む

就学前児童では、「フルタイムで働いている」が 46.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で働いている」が 30.8%、「現在は働いていない」が 21.8%、「これまで働いたことがない」が 0.8%となっています。

小学校児童では、「パート・アルバイト等で働いている」が 40.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が 38.1%、「現在は働いていない」が 18.5%、「これまで働いたことがない」が 1.7%となっています。

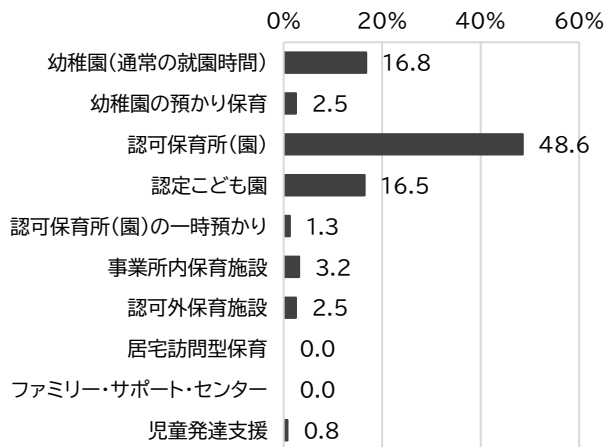


(3) 定期的に利用している子育て支援サービス（就学前児童）

問 どのような子育て支援サービスを利用していますか。
※定期的に子育て支援サービスを利用している人のみ

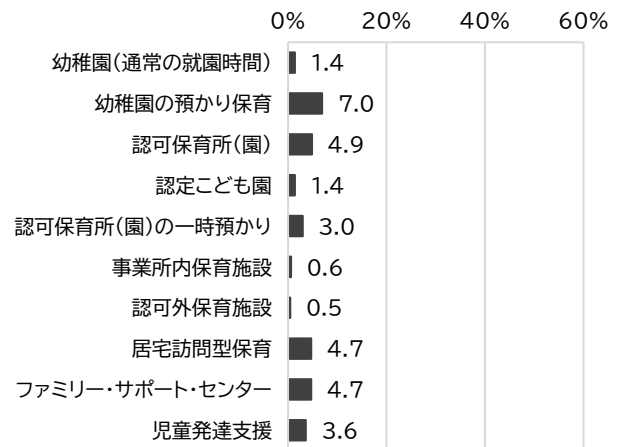
“毎日利用している”では、「認可保育所(園)」が 48.6%と最も高く、次いで「幼稚園(通常の就園時間)」が 16.8%、「認定こども園」が 16.5%と続いています。

【毎日利用している】



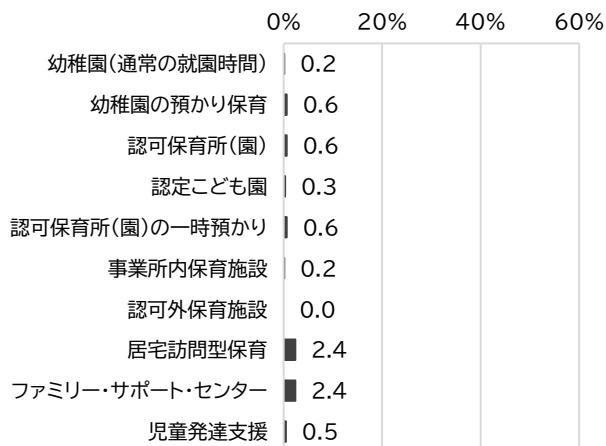
就学前児童(n=632)

【毎日ではないが、利用している】



就学前児童(n=632)

【利用したいが利用できていない】



就学前児童(n=632)

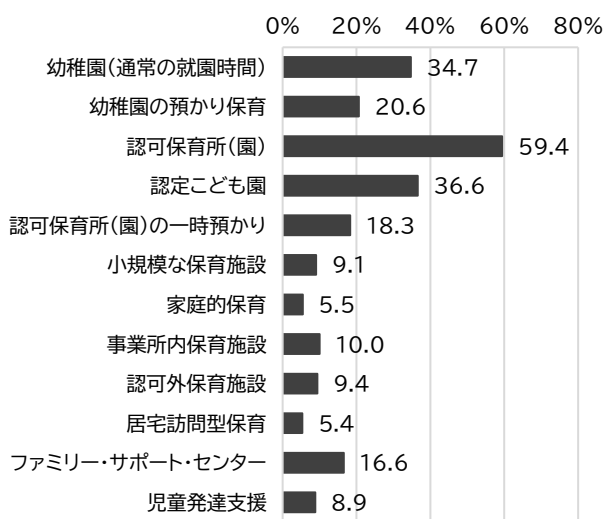
（４）定期的に利用したい子育て支援サービス（就学前児童）

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんは、いつ「定期的」に子育て支援サービスを利用したい(利用したかった)ですか。

“平日”では、「認可保育所(園)」が59.4%で最も高く、次いで「認定こども園」が36.6%、「幼稚園(通常の就園時間)」が34.7%で続いています。

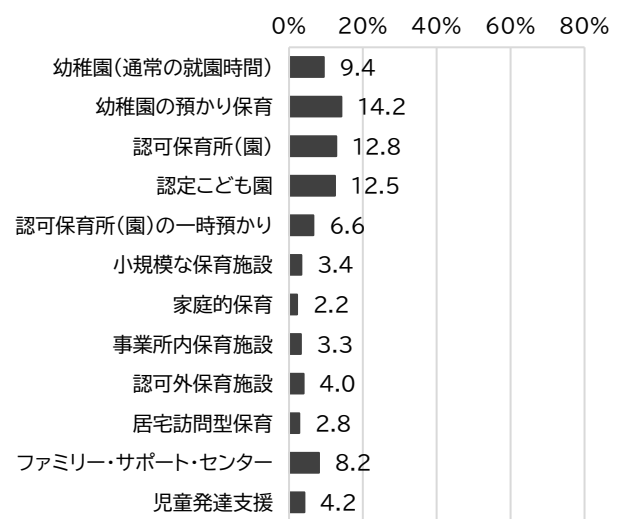
“土曜日”の「認可保育所(園)」は28.8%、“土曜日、日曜日・祝日”の「ファミリー・サポート・センター」は10%を超えています。

【平日】



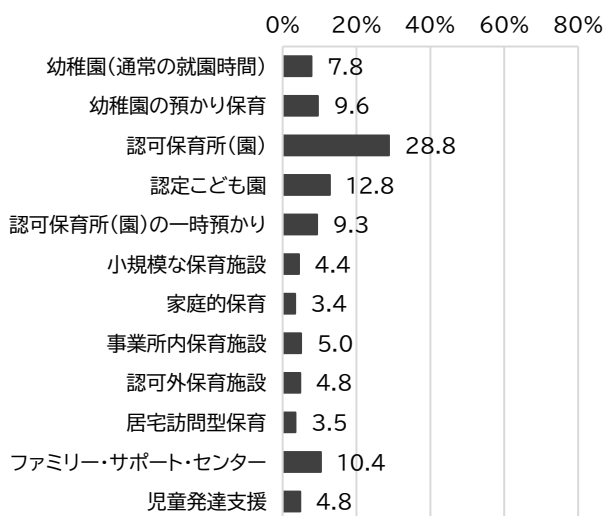
就学前児童(n=858)

【長期休暇期間中】



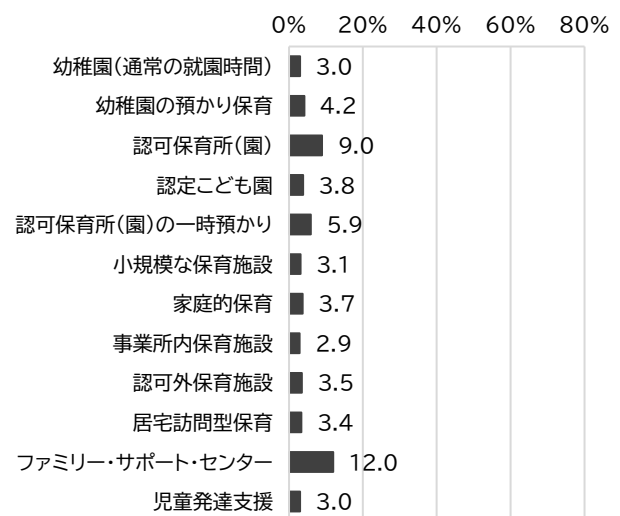
就学前児童(n=858)

【土曜日】



就学前児童(n=858)

【日曜日・祝日】

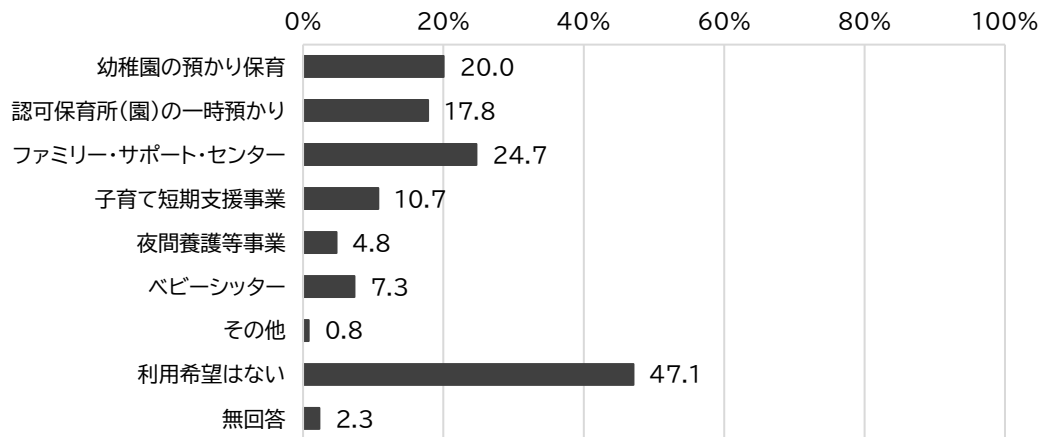


就学前児童(n=858)

（５）不定期に利用したい子育て支援サービス（就学前児童）

問 宛名のお子さんについて、今後「不定期」に利用したい子育て支援サービスはありますか。

「利用希望はない」（47.1%）を除くと、「ファミリー・サポート・センター」が24.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が20.0%、「認可保育所（園）の一時預かり」が17.8%、「子育て短期支援事業」が10.7%、「ベビーシッター」が7.3%、「夜間養護等事業」が4.8%となっています。

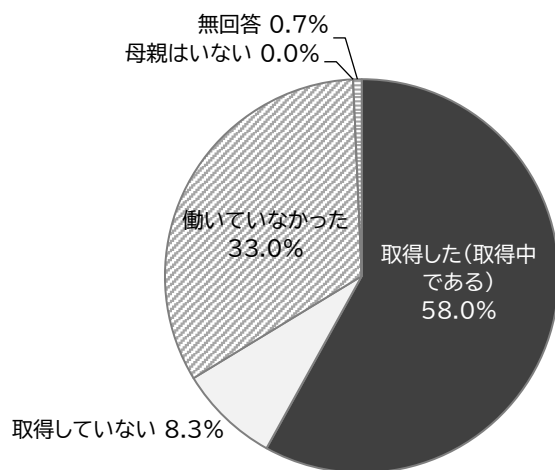


就学前児童(n=858)

（６）母親の育児休業制度の取得経験

問 宛名のお子さんが生まれた時、母親は育児休業を取得しましたか。

「取得した（取得中である）」が58.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が33.0%、「取得していない」が8.3%となっています。



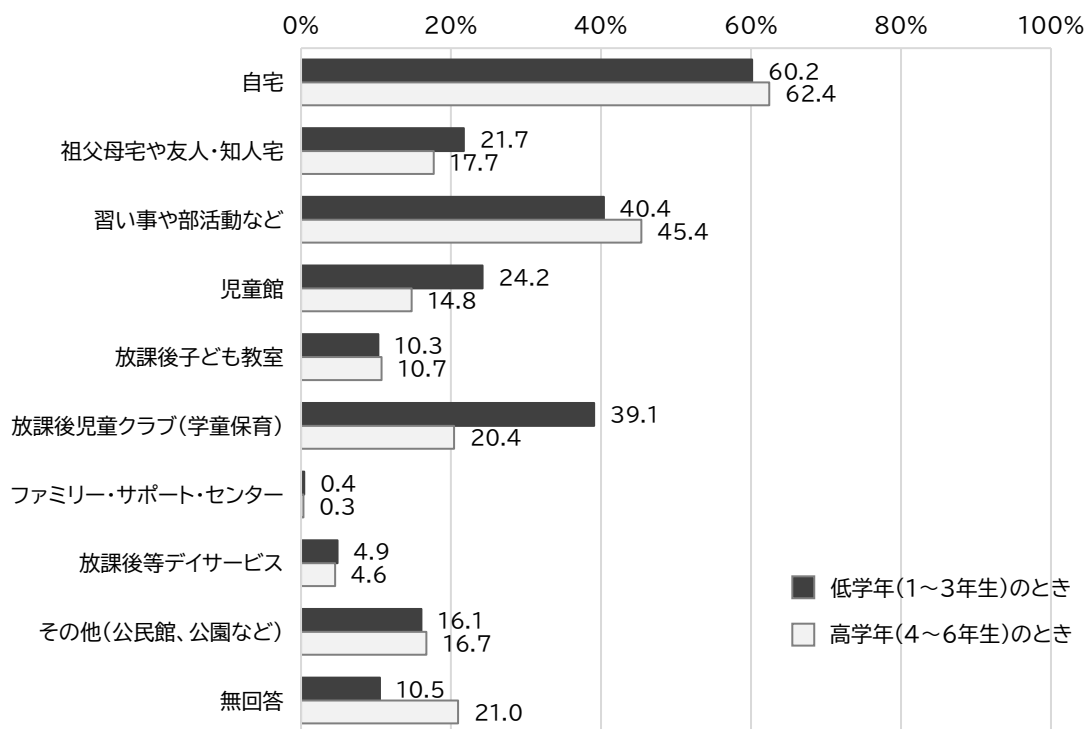
就学前児童(n=858)

(7) 放課後の過ごし方（小学校児童）

問 宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)、小学校高学年(4～6年生)の時は、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいですか。または、過ごしましたか。

低学年(1～3年生)の時、高学年(4～6年生)の時ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事や部活動など」、「放課後児童クラブ(学童保育)」と続いています。

「放課後児童クラブ(学童保育)」については、低学年(1～3年生)の時は39.1%、高学年(4～6年生)の時は20.4%と差が見られます。



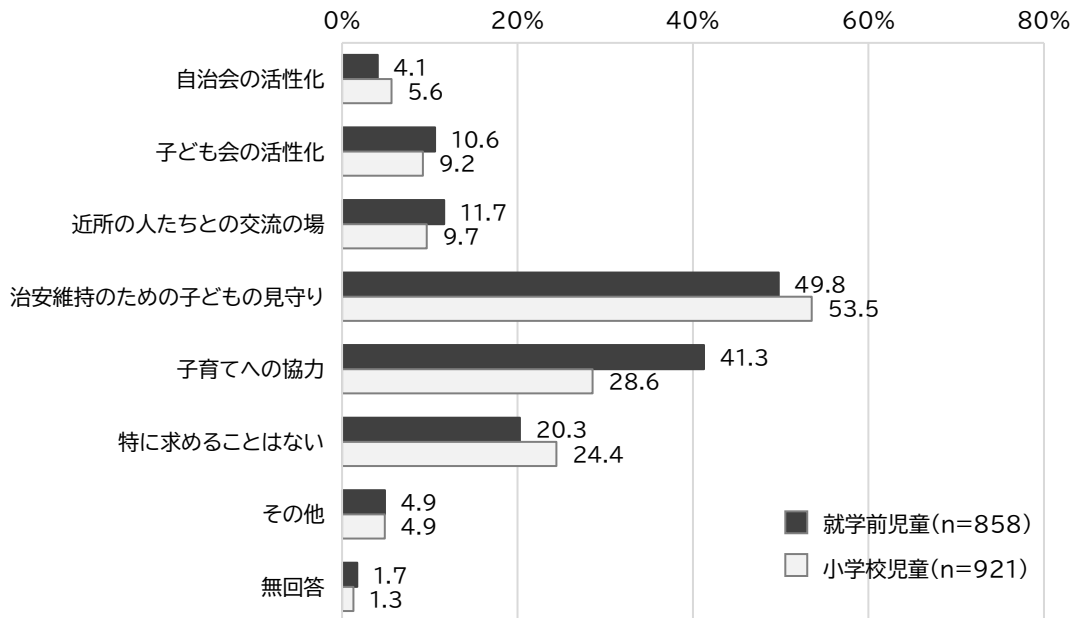
小学校児童(n=921)



(8) 地域に求めたいこと

問 地域に求めたいことはありますか。

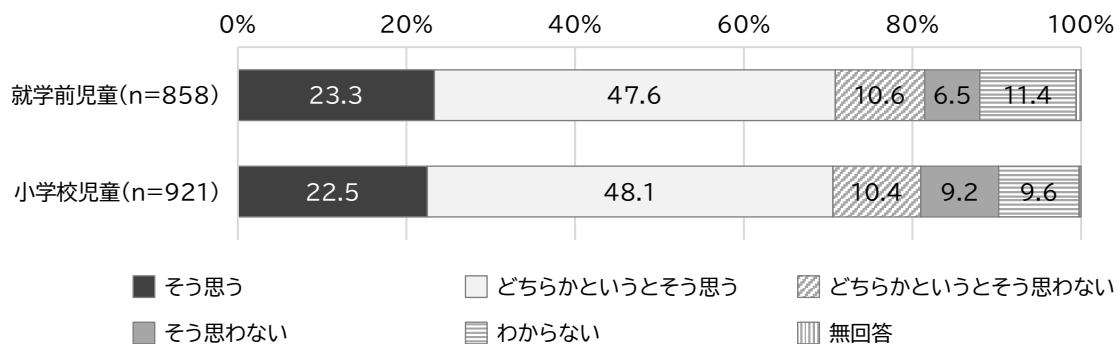
就学前児童、小学校児童ともに「治安維持のための子どもの見守り」が最も高くなっています。「子育てへの協力」は、就学前児童が41.3%、小学校児童が28.6%となっています。



(9) 長与町は子育てしやすい町だと思うか

問 長与町は子育てしやすい町だと思いますか。

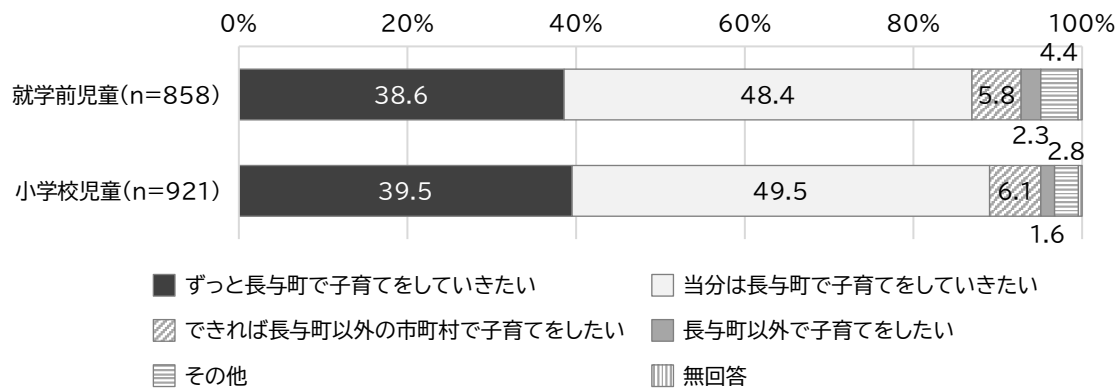
就学前児童、小学校児童ともに「どちらかというと思う」が最も高く、次いで「そう思う」と続いています。これらを合わせた“長与町は子育てしやすい町と感じている人”は、約70%という状況です。



(10) 長与町での子育ての意向

問 今後も長与町で子育てをしていきたいと思いませんか。

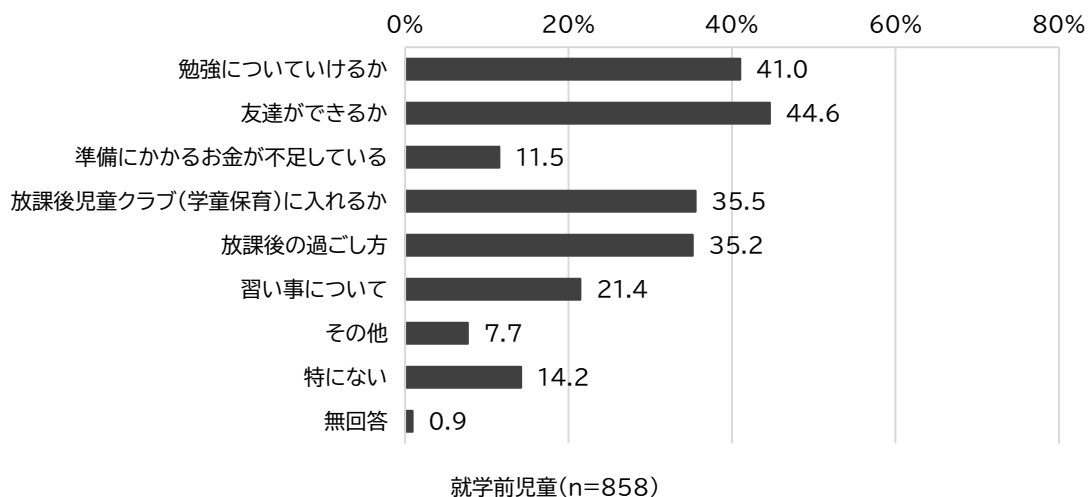
就学前児童、小学校児童ともに「当分は長与町で子育てをしていきたい」が最も高く、次いで「ずっと長与町で子育てをしていきたい」が続いています。これらを合わせた“長与町で子育てをしていきたいと考えている人”は、約85%という状況です。



(11) 小学校入学に向けて不安なことや気になること（就学前児童）

問 小学校入学に向けて、不安なことや気になることはありますか。

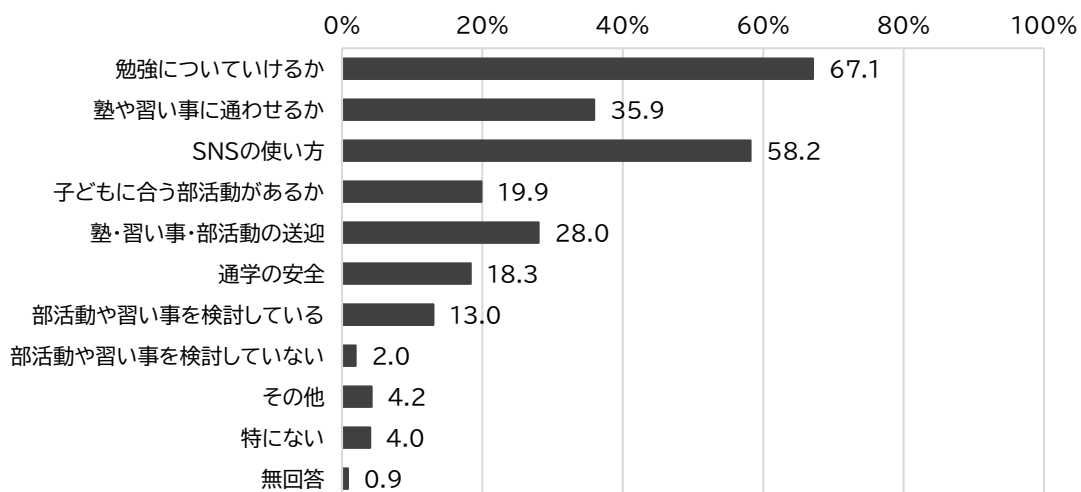
「友達ができるか」が44.6%と最も高く、次いで「勉強についていけるか」が41.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）に入れるか」が35.5%、「放課後の過ごし方」が35.2%、「習い事について」が21.4%が続いています。



(12) 中学校進学に向けて心配なこと（小学校児童）

問 中学校進学に向けて、不安なことや気になることはありますか。

「勉強についていけるか」が67.1%と最も高く、次いで「SNSの使い方」が58.2%、「塾や習い事に通わせるか」が35.9%、「塾・習い事・部活動の送迎」が28.0%が続いています。



小学校児童(n=921)



4 第2期計画の進捗評価

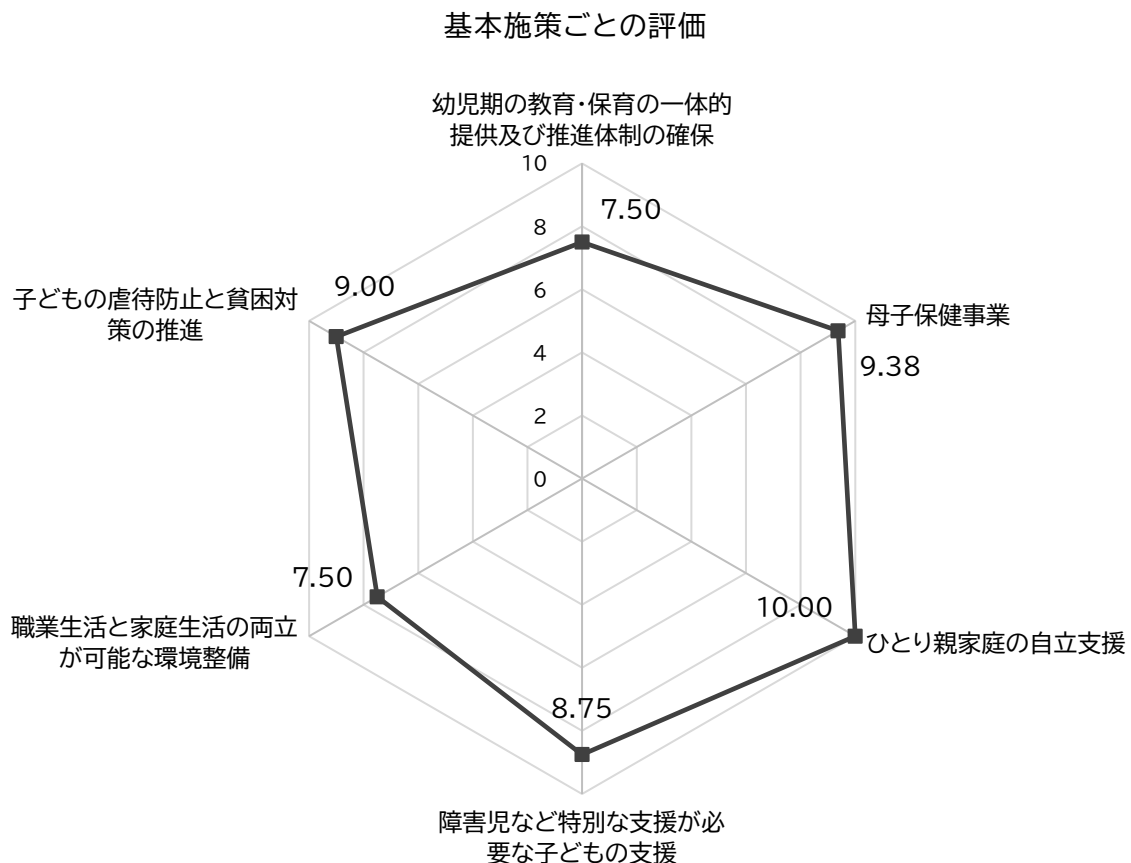
(1) 評価方法

第2期長与町子ども・子育て支援事業計画で数値目標を定めていない6つの基本施策の計42事業の進捗状況を、3つの評価基準（「計画どおりに実施＝10点」、「一部を実施した＝5点」、「実施していない＝0点」）で点数化しました。

(2) 評価結果

①基本施策ごとの評価

「ひとり親家庭の自立支援」、「母子保健事業」、「子どもの虐待防止と貧困対策の推進」の評点は9点以上と高い一方、「幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保」、「職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備」等の評点は若干低くなっています。



②事業ごとの評価

基本施策	主な取り組み等	
幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	認定こども園の普及	5.00
	幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援	幼稚園教諭と保育士の合同研修
		保育士の処遇改善
		特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質の向上
	教育・保育事業相互の連携と幼保小の連携	教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携
		幼稚園・保育所等から小学校への円滑な接続の支援
母子保健事業	母子健康手帳の交付	10.00
	妊婦一般健康診査	10.00
	パパママ学級、マタニティクッキング	10.00
	妊婦歯科健康診査	10.00
	3～4か月児健康診査、1歳9か月児健康診査、3歳児健康診査	7.50
	9～10か月児健康診査	10.00
	予防接種	5.00
	新生児聴覚検査	10.00
	1～2か月児相談、離乳食教室、モグモグ教室、お誕生相談、ぽかぽか広場、ミニキッチン	10.00
	フッ素塗布事業	7.50
	すくすくキッズ	10.00
	ことばの相談	10.00
	のびのび子育て教室	10.00
	育児相談の日	10.00
	養育支援訪問事業	10.00
	産後ケア事業	10.00
ひとり親家庭の自立支援	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	10.00
	母子・父子家庭福祉医療	10.00
	児童扶養手当	10.00
障害児など特別な支援が必要な子どもの支援	ひばり学級	10.00
	児童発達支援	10.00
	放課後等デイサービス	10.00
	保育所等訪問支援	10.00
	居宅訪問型児童発達支援	0.00
	障害児相談支援事業	10.00
	日中一時支援	10.00
	特別支援教育就学奨励事業	10.00
職業生活と家庭生活の両立が可能な環境整備	両立支援制度の情報提供	7.50
	両立支援制度の適切な運用への働きかけ	5.00
	父親の子育て参加の促進	10.00
	特定事業主行動計画の推進	7.50
子どもの虐待防止と貧困対策の推進	児童虐待の防止及び対応の充実	10.00
	児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動の推進	10.00
	児童に関する相談体制の充実	10.00
	共働き世帯やひとり親世帯等における子どもの居場所づくり	10.00
	子どものための学習支援事業	5.00

※評点は10点満点中の値

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画期間における子どもの人口推計結果

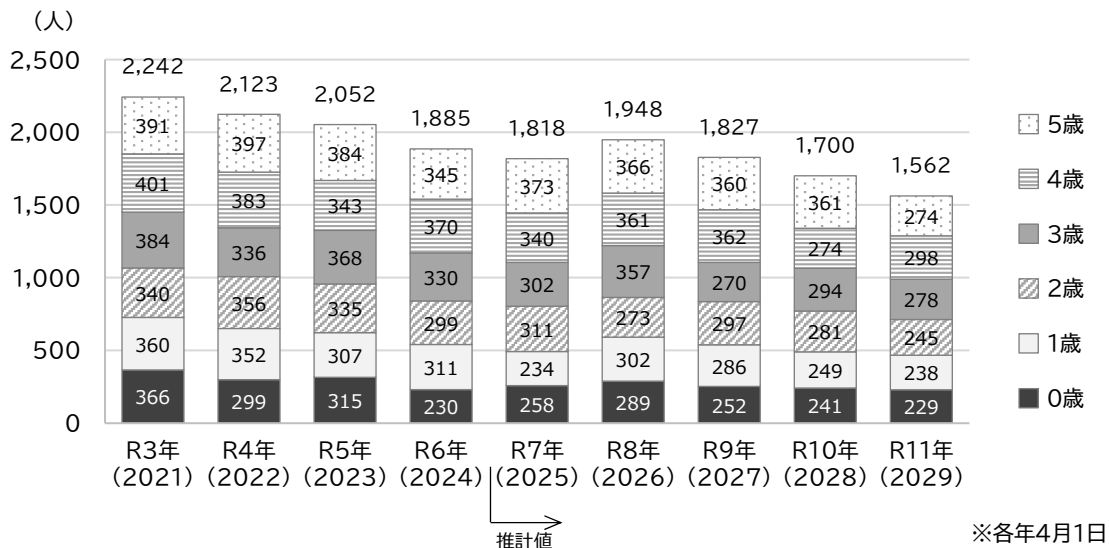
「量の見込み」や「確保方策」の設定に必要な子どもの人口推計は、直近の住民基本台帳人口や出生率、新たな団地整備による人口増を踏まえて算出しました。

※R2→3 年、R3→4年、R4→5年、R5→6年の各歳別変化率の平均値を用いて、コーホート変化率により算出

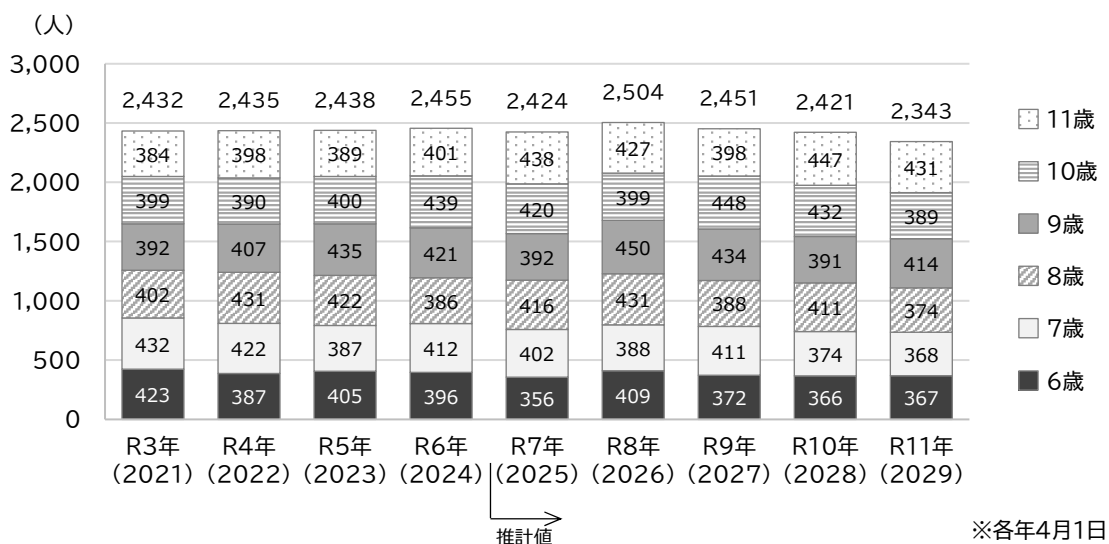
※0歳児の推計は、R3～5 年度の平均出生率を求め、R7 年度以降の当該女性人口(推計値)に乗じて各年度の人数を算出

※新たな団地整備(R6 年度:高田南、R7 年度:高田南・丸田)による人口増を加算

① 0～5 歳人口



② 6～11 歳人口



2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

- すべての家庭が自信をもって楽しく子育てができるよう、また、子どもが健やかに育つ環境をつくるよう、地域みんなで子どもと子育て家庭を応援することが大切です。
- また、少子化の進行により子どもの数が減少する中、子どもは“まち”の未来を担う宝であり、子どもと子育て家庭を応援することは、活気ある“まち”を維持する重要な取り組みです。
- アンケート調査結果によれば、“長与町は子育てしやすい町”と感じている人が 70%を占めています。さらにより多くの人にそう思ってもらえるよう、必要な取り組みを展開していく必要があります。
- これらを踏まえ、本計画では、これまでの長与町の子ども・子育て支援の理念を継承しつつ、「子ども・親の目線で、子育てをみんなで考えるまち ながよ」を基本理念として掲げます。

基本理念のキャッチコピー

子ども・親の目線で、 子育てをみんなで考えるまち ながよ

子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現します。

保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、地域の協力を得ながら、きめ細かな切れ目のない支援を推進します。

(2) 施策方向

施策方向1 多様化する 子育て支援のニーズ に応えます	共働き世帯の増加を背景に、幼児期の教育・保育をはじめ、子育て支援へのニーズは増加しています。また、子どもたちの安心・安全な居場所づくりも求められています。 住民のニーズに注視しながら、人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、持続可能な支援体制を整備していきます。  1 幼児期における教育・保育 2 地域子ども・子育て支援事業 3 子どもの安心・安全の確保 4 子育て家庭への経済的支援
施策方向2 子どもが 健やかに生まれ育つ ことができる環境づくり を進めます	核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人は少なくありません。 妊娠・出産・産後の育児期の切れ目のない支援とともに、子どもが健やかに生まれ育つことのできる環境を目指します。  5 子どもや母親の健康・医療の充実 6 学校教育の充実 7 子どもの健全育成 8 子育て支援ネットワークづくり 9 仕事と子育ての両立支援
施策方向3 支援を必要とする 子どもや家庭を きめ細かに支援します	子どもの安心・安全を守る上で、虐待の早期発見と的確な支援が強く求められています。また、子どもの貧困に関する支援も近年、重要になっています。 支援を必要とする子どもや家庭については、見守り・相談・具体的な支援策を基本に、関係機関が連携して総合的に取り組んでいきます。  10 ひとり親家庭の自立支援 11 障害のある子どもへの支援 12 子どもの虐待防止 13 子どもの貧困対策

(3) 事業計画の体系

施 策	主な取り組み
1 幼児期における教育・保育	年度ごとの量の見込みと確保の方策 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
2 地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 一時預かり事業 時間外保育事業（延長保育事業） 病児保育事業 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 妊婦健康診査 実費徴収に係る補足給付を行う事業 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 妊婦等包括相談支援事業 産後ケア事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
3 子どもの安心・安全の確保	通学路の安全対策 交通安全に関する意識啓発 防犯に関する意識啓発 公園管理事業 公園新設事業
4 子育て家庭への経済的支援	妊婦支援給付金の支給 乳幼児・こども福祉医療費助成制度 児童手当 子育て応援環境整備事業 保育料第3子無償化 一時預かり利用料補助 ファミリー・サポート・センター利用料補助 病児保育利用料補助 子育て世帯移住支援金 東京圏からの移住支援金

施 策	主な取り組み
5 子どもや母親の健康・医療の充実	母子健康手帳の交付 伴走型相談支援 妊婦一般健康診査 多胎妊婦健康診査費助成 妊産婦歯科健康診査 特定不妊治療費助成事業【県事業】 パパママ学級、マタニティクッキング 母子栄養食品支給事業 産婦健康診査 産後ケア事業 養育医療 新生児聴覚検査 救急医療体制の確保 予防接種 1か月児健康診査（委託）、3～4か月児健康診査、 9～10か月児健康診査（委託）、 1歳9か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査 乳幼児保護者健康相談 2か月児相談、離乳食教室、お誕生相談、ぽかぽか広場、 ミニキッチン 子育てトークの日 ペアレントサポートプログラム「ペアサポ」 のびのび子育て教室 すくすくキッズ ことばの相談 フッ素塗布事業 フッ化物洗口事業 子育て世帯訪問支援事業 子どもや親に関する相談体制の充実 就学時健康診断 児童生徒等の健康診断 歯科疾患予防事業 薬物乱用防止対策の推進
6 学校教育の充実	基礎学力の定着を目指した指導の充実 特別支援教育の充実 豊かな心を育成する教育の充実 健康安全教育の充実 国際化に対応した教育の充実 地域と連携した教育の推進 教職員研修の充実 心の悩みに対する相談支援体制の充実
7 子どもの健全育成	乳幼児教育事業 子どもの居場所づくりの推進（児童館運営） 文化・芸術の振興（図書館運営） 青少年の健全育成 生涯学習の推進 生涯スポーツの推進

施 策	主な取り組み
8 子育て支援ネットワークづくり	コミュニティW e bサイト事業 地域における子育てサロンの推進 多世代交流できる地域づくりの推進 子ども会活動の推進 多様な協働の環境づくり・大学連携事業
9 仕事と子育ての両立支援	両立支援制度の情報提供 両立支援制度の適切な運用への働きかけ 特定事業主行動計画の推進 子育てがしやすい職場環境づくり 就業・再就職の支援 父親の子育て参加の促進
10 ひとり親家庭の自立支援	児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費助成制度 一時預かり利用料補助 ファミリー・サポート・センター利用料補助 就学援助制度 放課後児童クラブ利用料補助 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金【県事業】
11 障害のある子どもへの支援	ひばり学級 地域療育等支援事業（巡回相談）【県事業】 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 障害児相談支援事業 医療的ケア児等訪問型レスパイト事業 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 育成医療 小児慢性日常生活用具購入費の助成 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 障害のある子どもに関する相談支援 特別支援教育就学奨励事業
12 子どもの虐待防止	児童虐待の防止及び対応の充実 児童虐待防止など子どもの人権に関する啓発活動の推進 子どもに関する相談体制の充実
13 子どもの貧困対策	就学援助制度 共働き世帯やひとり親世帯等における子どもの居場所づくり 子どものための学習支援事業 親に対する就労支援 生活困窮者自立支援事業

3 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

現状の教育・保育提供施設の利用状況や町内の教育・保育提供施設への距離・移動手段を勘案し、本町の教育・保育提供区域は1つとします。



第4章 事業計画

施策方向 1

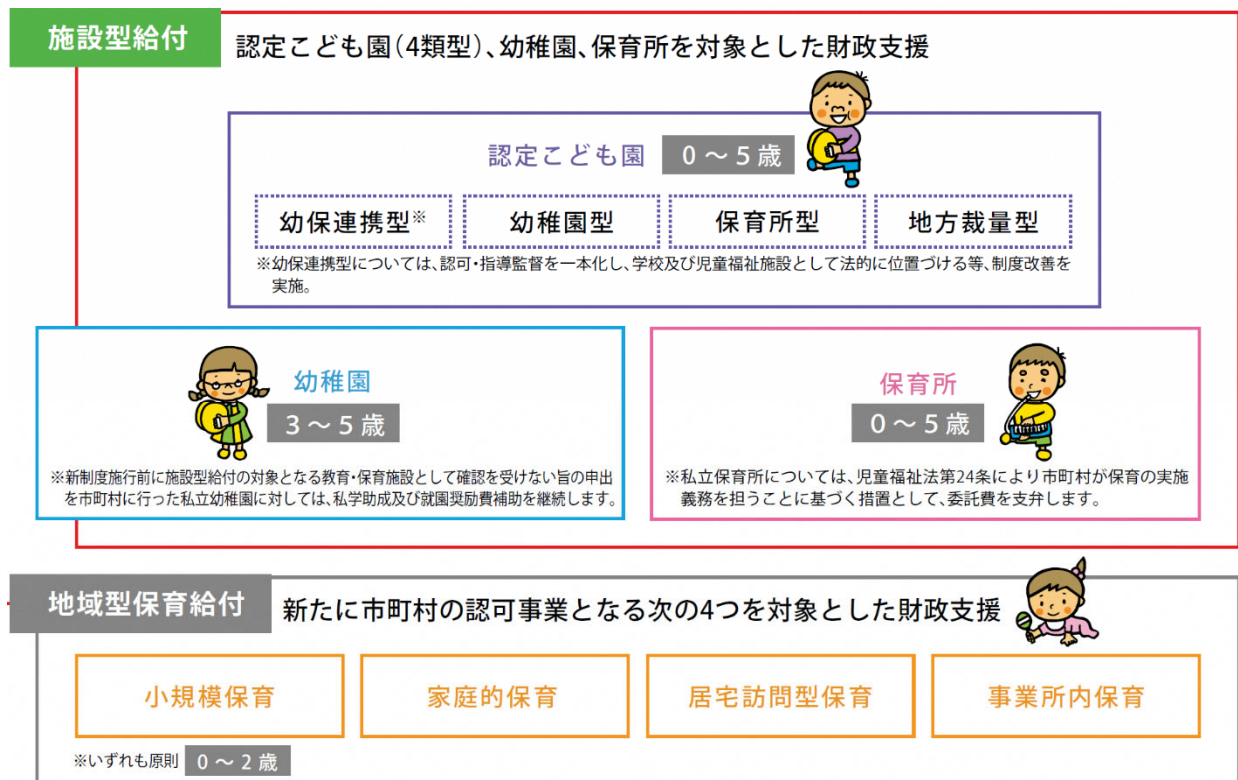
多様化する子育て支援のニーズに応えます

1 幼児期における教育・保育

＜事業の概要＞

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育や保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・認可保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合、子ども・子育て支援給付の給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



※国の子ども・子育て支援新制度ハンドブック

<教育・保育給付認定と利用可能施設等について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

給付認定は、次の1号から3号の区分で行われます。

給付認定		保育の必要性	主な対象家庭	利用可能施設等
1号	3～5歳	なし	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	- 認定こども園（幼稚園部） - 幼稚園
2号		あり	共働きの家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 企業主導型保育施設の地域枠
3号	0～2歳		共働きの家庭	- 認定こども園（保育所部） - 認可保育所 - 地域型保育事業 - 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ） - 企業主導型保育施設の地域枠

※企業主導型保育施設

企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

※一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）

幼稚園において保育を必要とする2歳児等を定期的に受け入れる事業

<地域型保育事業について>

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市町村の認可事業（地域型保育事業）による地域型保育給付として、0歳から2歳の子どもを対象とした地域型保育事業があります。

	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
事業主体	市町村、 民間事業者等	市町村、 民間事業者等	事業主等	市町村、 民間事業者等
保育実施 場所等	保育者の居宅、 その他の場所や施設	保育者の居宅、 その他の場所や施設	事業所の従業員の 子ども＋地域の保 育を必要とする子 ども（地域枠）	保育を必要とする 子どもの居宅
認可定員	6～19人	1～5人	—	—

（１）年度ごとの量の見込みと確保の方策

近年、本町の出生数は減少傾向にありますが、幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加等により、保育に対する需要は高まっており、認可保育所を利用する子どもの低年齢化が進んでいます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

長与町の方針	
● 既存施設の定員の調整・見直し及び広域入所等により、受け入れ態勢の整備と確保に努めます。 ● 保育の多様化を踏まえ、特に保育の質の確保に注力し、保育サービス第三者評価の受審や認可保育所内での自己評価を推進します。 ● 保育料について、国の動向等を注視しながら、子育て世帯への経済的支援に努めます。	

令和7年度(2025)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			1,015		258	234	311
量の見込み①			349	645	59	161	217
確保の方策	施設 教育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②			600	696	141	202	233
過不足②－①			251	51	82	41	16

令和 8 年度(2026)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			1,084		289	302	273
量の見込み①			374	689	69	209	191
確保の方策	施設 教育 ・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業型	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	その他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	22	15	
確保の方策の合計②			600	696	141	209	233
過不足②－①			226	7	72	0	42

令和 9 年度(2027)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			992		252	286	297
量の見込み①			341	630	58	197	208
確保の方策	施設 設 育・ 保 育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事 業 型 業	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②			600	696	141	202	233
過不足②－①			259	66	83	5	25

令和10年度(2028)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			929		241	249	281
量の見込み①			321	590	56	172	197
確保の方策	施設 教育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②			600	696	141	202	233
過不足②－①			279	106	85	30	36

令和11年度(2029)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
子どもの推計人数(参考)			850		229	238	245
量の見込み①			293	540	54	164	172
確保の方策	施設 教育・ 保育	認可保育所	—	551	112	143	167
		認定こども園	170	75	21	24	30
		幼稚園	0	—	—	—	—
	保地 育域 事業 型	小規模保育事業	—	—	0	0	0
		家庭的保育事業	—	—	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	0
		事業所内保育事業	—	—	0	0	0
	そ の 他	新制度に未移行の幼稚園	280	—	—	—	—
		企業主導型保育事業(地域枠)	—	0	4	7	7
		認可外保育施設	—	0	3	13	14
町外(広域利用の委託)		150	70	1	15	15	
確保の方策の合計②			600	696	141	202	233
過不足②－①			307	156	87	38	61

（２）教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

① 認定こども園の普及

幼稚園と認可保育所の機能を備えた認定こども園は、子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の一体的な提供が可能な施設です。

本町では、共働き世帯の増加により保育ニーズの高まりが見られる２号認定、３号認定への対応や、幼保一元化を推進する観点から、事業者の意向を踏まえた支援を行い、認定こども園の設置を推進していきます。

② 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質の向上が不可欠であるため、本町では次のことに取り組みます。

主な取り組み	
幼稚園教諭と保育士の合同研修	● 認可保育所、認定こども園、幼稚園、小学校で構成される「幼保小連携推進協議会」の充実に努め、教育・保育の質の向上を目指します。 ● 幼稚園教諭と保育士における情報や課題を共有するとともに、合同研修の開催等に取り組みます。
保育士の処遇改善	● 国や県の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。
特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質の向上	● 健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについて、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化します。 ● 支援者の資質向上や保護者支援を充実するため、研修会を開催します。

③教育・保育事業相互の連携と幼保小の連携

妊娠・出産から学童期までの一貫した支援を目指すため、本町では次のことに取り組みます。

主な取り組み	
教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業等の連携	● 教育・保育施設は、子ども・子育て支援における地域の中核的な役割を担うことから、地域子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行うものとします。
認可保育所・幼稚園等から小学校への円滑な接続の支援	● 子どもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育施設と小学校間において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有を図ります。 ● 「幼保小連携推進協議会」を活用して、“架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間）”における幼保小の連携を図り、相互理解を深めます。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する際は、施設等利用給付認定の申請が必要です。

保護者が必要な給付を受けることができるよう、広報紙やホームページ等を通じて制度の周知を行い、公平かつ適正な支給の確保に努めます。



2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して取り組みを進めます。

本計画の量の見込みと確保の方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

（1）利用者支援事業

子育て家庭の保護者や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども子育て支援事業、保健・福祉・医療等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等の支援とともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

＜本町の現状＞

本町では、平成29年度に役場こども政策課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、従来実施していた母子保健型に基本型を追加して、利用者支援事業の拡充を図ってきました。

子育て世代包括支援センターでは、保健師や保育士等の専門職を配置することにより、より充実したワンストップ総合相談窓口として、個別ニーズの把握や利用者の立場に立った総合的な利用者支援を行っています。

令和6年4月には、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、母子保健と児童福祉のさらなる連携強化を図るため、「こども家庭センター」を設置しています。

第2期計画の実績

（単位：か所）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 子ども・子育てのワンストップ総合相談窓口として、個別ニーズの把握に努めながら、利用者の立場に立ち、より充実した利用者支援を行います。
- 各関係機関等との連携・調整及びさらなるネットワークの構築に努め、利用者に寄り添ったサービスを提供します。
- 児童福祉法の改正に伴い整備が努力義務となった、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）については、中学校区に1か所の整備に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧母子保健型)	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

第3期計画における確保の方策

(単位:か所)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
地域子育て相談機関	実施か所数	3	3	3	3	3

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けて、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や相談等の支援を行う事業です。

＜本町の現状＞

長与町子育て支援センターおひさまひろば、高田児童館、上長与児童館、長与北児童館、長与南児童館、長与児童館の6か所で地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	6	6	6	6	6
延べ利用回数	14,769	12,259	15,135	22,480	23,000

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 各子育て支援機関等と連携することにより、育児相談及び遊びの提供など、多様な子育て支援活動を実施し、子育て親子が集う場として魅力ある場所になるよう努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		6	6	6	6	6
延べ利用回数	量の見込み	21,987	23,657	22,863	21,111	19,495
	確保量	21,987	23,657	22,863	21,111	19,495

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

＜本町の現状＞

町が委嘱した母子保健推進員が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供や育児の悩みに対応しています。専門的な支援が必要な場合には、保健師等が訪問し、産後ケア事業や養育支援訪問事業等につなげています。

また、出産直後の母子への心身のケア及び育児サポートを充実させるため、保健師による全戸電話訪問等を実施しています。

第2期計画の実績

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	348	305	316	260	270

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 今後も訪問事業の充実を図り、産後のサポート体制の充実を図ります。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	280	320	270	260	250
	確保量	310	350	300	290	280

(4) 養育支援訪問事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問時の状況、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関からの情報提供により、支援が必要な家庭を把握し、ケースに応じて最適な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士等）が家庭訪問し、相談や助言その他必要な援助を行う事業です。

＜本町の現状＞

訪問事業により、養育支援が必要と認められる家庭に対して、専門的相談や育児・家事等の援助を行うことで育児不安の軽減を図るとともに、児童虐待の予防にも寄与しています。

また、児童相談所や西彼福祉事務所、保健所、警察署、医師会、小中学校、認可保育所・認定こども園・幼稚園、人権擁護委員、民生委員児童委員、母子保健推進員及び庁内関係部署の各関係機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議のほか、定期的に支援内容の検討を行う「実務者会議」、個別に検討が必要なケースについての「個別ケース検討会議」を開催しています。

第2期計画の実績(訪問)

(単位:件/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
訪問件数	255	191	122	65	90

※育児・家事援助は子育て世帯訪問支援事業に移行、専門職訪問は利用者支援事業に移行

第2期計画の実績(会議)

(単位:回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
要保護児童対策地域協議会 (代表者・実務者)の開催回数	5	5	5	5	5
個別ケース検討会の開催回数	42	19	18	19	20

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制を強化していきます。
- 虐待の発生を予防するとともに、早期発見、早期対応等の体制づくりを進めます。

第3期計画における確保の方策(訪問)

(単位:件/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
訪問件数	量の見込み	100	112	95	90	90
	確保量	110	120	100	100	100

第3期計画における確保の方策(会議)

(単位:回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
量の見込み	要保護児童対策地域協議会(代表者・実務者)の開催回数	5	5	5	5	5
	個別ケース検討会の開催回数	20	20	20	20	20

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業です。短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)の2種類があります。

＜本町の現状＞

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)ともに、長崎市3か所「マリア園」、「明星園」、「浦上養育院」、大村市1か所「光と緑の園」に業務委託して実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
契約施設数		4	4	4	4	4
延べ 利用日数	短期入所生活援助事業	15	2	0	25	8
	夜間養護等事業	2	0	1	1	1

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 本事業の周知に努め、利用を促進します。
- 児童虐待の予防に向けて、要保護児童世帯等の利用に対処します。
- 世帯の所得状況等に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
契約施設数		4	5	5	5	5
短期入所生活援助事業の 延べ利用日数	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保量	30	30	30	30	30
夜間養護等事業の 延べ利用日数	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保量	2	2	2	2	2

(6) 一時預かり事業

一般型は、保護者の仕事や傷病等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった認可保育所や認定こども園に入所していない乳幼児について、一時的に子どもを預かり、必要な保育を行う事業です。

幼稚園型は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施する事業です。

＜本町の現状＞

3か所の認可保育所で一般型を実施しています。幼稚園型は広域の施設を含め、計8か所で実施しています。

第2期計画の実績(一般型)

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認可保育所	3	3	3	3	3
延べ利用日数	認可保育所	1,444	1,171	966	1,219	1,192

※R6年度は見込み

第2期計画の実績(幼稚園型)

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども園	1	2	2	2	2
	幼稚園(移行済み)	1	0	0	0	0
	幼稚園(未移行)	1	1	1	1	1
	広域の施設	4	5	5	5	5
延べ利用日数		11,688	7,534	7,497	6,874	6,500

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 多くのニーズに対応するため、本事業の普及を推進し、保護者の就労、行事参加及び育児疲れ等、保護者の心理的・身体的負担の軽減を図ります。

【一般型】

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認可保育所	3	3	3	3	3
延べ 利用日数	量の見込み	1,139	1,226	1,185	1,094	1,010
	確保量 認可保育所	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

【幼稚園型】

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認定こども園	2	2	2	2	2
	幼稚園(未移行)	1	1	1	1	1
	広域の施設	5	5	5	5	5
延べ 利用日数	量の見込み	6,313	6,743	6,170	5,778	5,287
	確保量	認定こども園	12,000	12,000	12,000	12,000
		幼稚園(未移行)	12,000	12,000	12,000	12,000
		広域の施設	3,000	3,000	3,000	3,000

(7) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもを対象に、通常の利用日・時間外に、認可保育所や認定こども園等で保育を実施する事業です。

<本町の現状>

町内すべての認定こども園、認可保育所で実施しています。

第2期計画の実績

(単位:か所、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	認定こども園	1	1	2	2	2
	認可保育所	9	9	9	9	9
延べ利用日数	認定こども園	294	671	541	457	457
	認可保育所	37,141	31,815	33,754	31,856	31,856

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 今後もすべての認定こども園、認可保育所で実施します。

第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数	認定こども園	2	2	2	2	2
	認可保育所	9	9	9	9	9
延べ 利用日数	量の見込み		31,164	33,393	31,319	29,142
	確保量	認定こども園	600	600	600	600
		認可保育所	33,000	33,000	33,000	33,000

（８）病児保育事業

病気の治療・回復期にある子ども（病児）について、病院や保育所等に付設された専用スペースで、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

＜本町の現状＞

２か所の医療機関で病児対応型の事業を実施しています。（うち１か所は時津町内）

第２期計画の実績

（単位：か所、人日／年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
実施か所数	病児対応型	1	1	2	2	2
	病後児対応型	0	0	0	0	0
	体調不良児対応型	0	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0	0
延べ利用日数	0～5歳	189	258	459	717	800
	6～11歳	0	0	0	41	50

※R6年度は見込み

＜第３期計画＞

- ニーズを見極めながら、子育てと仕事の両立を支援するために、必要な環境整備に努めます。

第３期計画における確保の方策

（単位：か所、人日／年）

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実施か所数		病児対応型	2	2	2	2	2
		病後児対応型	0	0	0	0	0
		体調不良児対応型	0	0	0	0	0
		訪問型	0	0	0	0	0
延べ 利用日数	量の 見込み	0～5歳	772	827	775	721	663
		6～11 歳	37	40	37	35	32
	確保量	0～5歳	946	946	946	946	946
		6～11 歳	54	54	54	54	54

（９）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間留守家庭となる小学校児童を対象に、授業の終了後等の安全な居場所づくり、異年齢者との関わりを通して自主性・社会性を養う活動を行う事業です。

＜本町の現状＞

各小学校区、計 11 クラブ（法人運営：11 クラブ）12 支援で実施しています。

第2期計画の実績

（単位：か所、人/年）

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
支援数		12	12	12	12	12
定員数		513	511	513	505	505
申込者数		551	575	595	615	679
実利用者数	1年生	189	155	148	167	182
	2年生	119	154	155	119	177
	3年生	89	91	135	111	102
	4年生	60	65	65	90	95
	5年生	38	37	53	51	63
	6年生	24	24	24	29	34
	計	519	526	580	567	653

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 放課後の子どもの居場所は、教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、住民ニーズを見極めながら、必要な整備を行います。
- 適切な事業の運営体制が整備されるよう、必要な情報を提供します。
- 発達に不安のある子どもや、特別な支援や配慮が必要な子どもの利用が増加傾向にあることから、小学校等関係機関と連携を取りながら対応していきます。



第3期計画における確保の方策

(単位:か所、人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
子どもの推計人数(参考)			2,424	2,504	2,451	2,421	2,343
支援数			13	13	13	13	13
実利用者数	量の見込み	1年生	151	174	158	155	156
		2年生	148	143	152	138	136
		3年生	96	99	89	95	86
		4年生	76	88	85	76	81
		5年生	51	48	54	52	47
		6年生	31	30	28	31	30
		計	553	582	566	547	536
	確保量		612	612	612	612	612

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学前児童や小学校児童を対象とした子育て中の保護者（利用会員）、預かり等の援助を行う人（協力会員）による相互活動の連絡・調整を行う事業です。

<本町の現状>

会員の登録、援助活動の仲介及び料金の支払い等の運営業務を令和5年4月より長与町が直営で実施しています。町内在住者で小学6年生までの子どもがいる人が利用でき、地域で子育ての助け合い及び子育てのサポートを行っています。

平成31年4月からは、1市2町（長崎市・時津町・長与町）による広域連携中枢都市圏の事業として、相互利用を行っています。

第2期計画の実績

(単位:人/年、人日/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
会員状況	利用会員数	671	682	730	653	700
	協力会員数	230	223	198	158	200
利用状況	実利用者数	630	276	396	599	630
	延べ利用日数	630	276	396	599	630

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 今後も利用会員と協力会員の確保に努めます。
- 利便性の向上に向けて、1市2町による相互利用を促進します。

第3期計画における確保の方策

(単位:人/年、人日/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
実利用者数	量の見込み	616	646	621	598	567
	確保量	700	700	700	700	700
延べ利用日数	量の見込み	616	646	621	598	567
	確保量	700	700	700	700	700

(11) 妊婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握・検査計測・保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査の費用を助成する事業です。

＜本町の現状＞

国が定める基準に沿って、妊娠初期から出産まで14回の健診があり、妊娠の届出を受けた際に健康診査受診票を交付しています。

令和6年4月より多胎妊婦健康診査費助成を開始し、最大5回分を追加助成しています。

第2期計画の実績

(単位:件/年、人回/年)

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
受診票交付件数	354	336	306	246	320
延べ受診回数	4,412	3,987	4,088	2,925	4,480

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 公費負担による妊婦健診等の実施体制を確保し、こども家庭センターにおいて、適時の受診を促すとともに、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年、人回/年)

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
受診票交付件数	量の見込み	280	320	270	260	250
	確保量	310	350	300	290	280
延べ受診回数	量の見込み	3,920	4,480	3,780	3,640	3,500
	確保量	4,340	4,900	4,200	4,060	3,920

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

<本町の現状>

副食材料費に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の助成を行っています。

第2期計画の実績

(単位:人/年)

		R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
利用者数	教材費等	1	3	3	2	2
	副食材料費	48	47	49	39	39

※R6年度は見込み

<第3期計画>

- 本事業の周知を図ると同時に、今後も引き続き、低所得世帯への支援を継続していきます。

第3期計画における確保の方策

(単位:人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
確保量	利用者数	教材費等	2	2	2	2	2
		副食材料費	40	40	40	40	40

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設の紹介等を行う事業です。

＜本町の現状＞

本町では実施していません。

＜第3期計画＞

- 量の見込みを見据えながら、必要に応じて良質な民間事業者の参入を進めます。

（14）子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む）に、世帯を訪問して子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

＜本町の現状＞

これまで養育支援訪問事業として、虐待予防の観点から育児家事援助を実施していましたが、令和6年4月より新たな事業として対象者を拡充し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦のいる家庭に対して、家事や育児の支援を行っています。

第2期計画の実績

（単位：世帯/年）

	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
延べ訪問世帯数	—	—	—	—	3

※R6年度は見込み

＜第3期計画＞

- 住民ニーズを見極めながら、事業の周知や利用者の負担軽減に努めます。

第3期計画における確保の方策

（単位：世帯/年）

		R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ訪問世帯数	確保量	10	10	10	10	10

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の子どもを対象に、子どもの居場所や生活の場を提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。

<本町の現状>

本町では実施していません。

<第3期計画>

- 今後はニーズの動向を見ながら、対応を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

<本町の現状>

本町では実施していません。

<第3期計画>

- 現時点において、計画年度での本事業の実施は想定していませんが、各種母子保健事業や子育て支援センター事業等を組み合わせ同様の事業内容を実施していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型支援を行う事業です。

<本町の現状>

令和5年より、すべての妊婦やその配偶者に対して、母子手帳交付時の面談、妊娠8か月時のアンケート、産後の全戸訪問を実施しています。妊娠・出産に対する不安を傾聴し、それぞれの背景や状況に合わせて、今後の見通しを伝えたり、必要な支援につなげることで、安心して妊娠・出産ができるよう努めています。

<第3期計画>

- 今後も面談や訪問を通して、対象者のニーズを捉え、必要な支援につなげます。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
面談実施 合計回数	量の見込み	妊婦届出数	280	320	270	260	250
		一人あたりの 面談回数	3	3	3	3	3
		合計面談回数	840	960	810	780	750
	確保量		870	990	840	810	780

(18) 産後ケア事業

出産後の退院直後の母子に対して、助産師等が体調管理や育児方法等について相談・助言を行うなど、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行う事業です。

<本町の現状>

出産後1年以内の母子を対象に、ショートステイ（短期入所型）やデイケア（デイサービス型）にて休養、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施します。

<第3期計画>

- 産後も安心して子育てできる支援体制の確保に努めます。
- 住民ニーズを見極めながら、事業の拡充や利用者の負担軽減に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:件/年、回/一人あたり、回/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
延べ 利用者数	量の見込み	短期入所型	80	80	80	80	80
		通所型	260	260	260	260	260
		訪問型	—	—	—	—	—
		計	340	340	340	340	340
	確保量		340	340	340	340	340

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

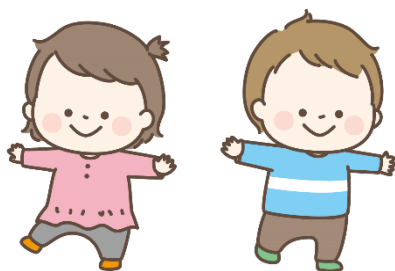
<第3期計画>

- 令和8年度からの事業実施に向けて、必要な受け入れができるよう、実施体制の確保に努めます。

第3期計画における確保の方策

(単位:人/年)

			R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
利用者数	量の見込み	0歳	—	10	10	10	10
		1歳	—	2	2	2	2
		2歳	—	2	2	2	2
		計	—	14	14	14	14
	確保量	0歳	—	10	10	10	10
		1歳	—	2	2	2	2
		2歳	—	2	2	2	2
		計	—	14	14	14	14



3 子どもの安心・安全の確保

子どもや子育て家庭が暮らしやすくなるよう、交通安全や防犯対策、公園整備など、子育てを応援したまちづくりを推進します。

主な取り組み	
通学路の安全対策 (土木管理課) (学校教育課) (地域安全課)	● 通学路の危険箇所調査や安全点検を行うとともに、その結果を通学路安全プログラムに定め、安全対策を実施します。
交通安全に関する意識啓発 (地域安全課)	● 警察や時津地区交通安全協会等と連携し、保育所、認定こども園、小学校、中学校などで、子どもや保護者に対する交通安全教育、啓発活動の実施に努めます。 ● 交通指導員や町内小学校の児童が所属する交通少年団の活動、地域ボランティアとの関わり、交通安全運動期間中の広報・啓発活動を通して、交通安全意識の向上に努めます。
防犯に関する意識啓発 (地域安全課) (生涯学習課)	● 警察や時津警察署地区連合防犯協会、自治会・地区コミュニティ組織等と連携し、広報・啓発活動を通して、子どもや保護者に対する防犯意識の向上に努めます。 ● 子ども110番の家や子ども110番の車制度の推進を図り、子どもたちを地域の人が見守る意識を高めていくとともに、子どもたちがいつも地域の人に見守られている環境づくりに努めます。
公園管理事業 (土木管理課)	● 住民の憩いや安らぎの場として必要な公園・緑地の適切な維持管理を行い、公園利用者が安全・安心に楽しめる環境づくりに努めます。
公園新設事業 (土木管理課)	● 誰もが利用しやすい公園となるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、子育て世帯が安心して利用できる設備の設置・整備を進めます。

4 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭における生活の安定や子どもの健やかな成長のために、国の制度とともに町独自の取り組みを実施し、経済的負担感の軽減を目指します。

主な取り組み	
妊婦支援給付金の支給 (こども政策課)	● 妊娠届出時等に妊婦支援給付金を支給します。
乳幼児・こども福祉医療費 助成制度 (こども政策課)	● 乳幼児から高校3年生を対象に、医療機関等に支払われた保険診療金額について、その一部を助成します。
児童手当 (こども政策課)	● 次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、高校生年代(18歳に到達した年度の3月31日まで)までの児童を養育している人に手当を支給します。
子育て応援環境整備事業 (こども政策課)	● 最長で1年間を限度として、ベビー用品の貸し出しを無料で行います。
保育料第3子無償化 (こども政策課)	● 同一生計の子どものうち最年長から数えて、第3子以降の保育料の無償化を実施します。
一時預かり利用料補助 (こども政策課)	● 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯であって、ひとり親家庭または在宅障害児(者)がいる世帯は、利用料が無料です。ただし、食費は別途自己負担が必要です。
ファミリー・サポート・ センター利用料補助 (こども政策課)	● 企業からの寄付金をもとに無料券を配布し、1回につき2時間の託児料金を助成します。(1世帯につき年間5回まで) ● ひとり親世帯や保護者の疾病、多子世帯、多胎児のいる世帯に、1世帯につき年間最大24時間の託児料金を助成します。
病児保育利用料補助 (こども政策課)	● 生活保護世帯や市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯の利用料の助成を行います。

主な取り組み	
子育て世帯移住支援金 (政策企画課)	● 長崎県外から長与町へ移住し、就業または創業するなど一定の要件を満たした子育て世帯に対して補助金を交付します。
東京圏からの移住支援金 (政策企画課)	● 東京圏から長与町へ移住し、就業または創業するなど一定の要件を満たした移住者に対して補助金を交付します（子育て世帯には支援金の上乗せを行います）。



子どもが健やかに生まれ育つことができる環境づくりを進めます

5 子どもや母親の健康・医療の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、母子保健事業の推進に加え、妊娠・出産から子育て期まで、子どもの発育や成長段階に応じた情報や支援が切れ目なく提供される仕組みを充実し、保護者の不安解消を図ります。

主な取り組み	
母子健康手帳の交付 (こども政策課)	● 妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊娠・分娩の経過や子どもが小学校に入学するまでの健康状態、健診結果、保健指導、予防接種などを記録できるようにします。 ● 専門職による交付を行うことで、妊娠期の不安の軽減や支援に努めます。
伴走型相談支援 (こども政策課)	● 妊娠期から子育て期にわたる保健師等との面談を通して、妊娠・出産についての相談に対応したり、利用できるサービスの紹介等を行います。
妊婦一般健康診査 (こども政策課)	● 妊婦健診14回分を公費負担で実施します。 ● 妊娠期から出産まで切れ目のない支援を目指し、医療機関との連携に努めます。
多胎妊婦健康診査費助成 (こども政策課)	● 多胎妊婦を対象に妊婦健康診査費用を最大5回分追加助成し、経済的負担の軽減を図ります。
妊産婦歯科健康診査 (健康保険課)	● 妊娠中から母体の歯の健康管理と子どもの成長を支援するため、歯科健康診査の助成を行います。 ● 関係機関等と連携しながら、受診勧奨に取り組みます。
特定不妊治療費助成事業 【県事業】 (こども政策課)	● 不妊治療に対する経済的な負担軽減を図るため、特定不妊治療費の一部助成を行います。

主な取り組み	
パパママ学級 マタニティクッキング (こども政策課)	● 妊娠・出産・子育てに役立つ情報の提供、仲間との交流により子育ての不安解消を図ります。 ● 参加促進に向けて、参加しやすい曜日、時間帯、回数等を随時検討していきます。 ● 妊娠中に必要な栄養と食事の量について学びを深め、調理実習を通して調理技術の向上に努めます。 ● 妊婦やその家族を対象とした事業を展開し、妊娠期から出産後の育児やサポート体制について学ぶ場を提供することで、子育て不安の解消を図ります。
母子栄養食品支給事業 (こども政策課)	● 非課税世帯を対象に、母体の健康を保持増進し、乳児の健全な成長促進を図るため、妊産婦または乳児に対し、栄養食品を支給します。
産婦健康診査 (こども政策課)	● 医療機関との連携により、産後早期から産後の心身の状況確認、産後うつ予防及び新生児への虐待予防を図ります。
産後ケア事業 (こども政策課)	● 生後1歳未満の乳児及びその母親を対象に、休養の機会を提供し、心身のケア、育児サポート等のきめ細かい支援を実施します。 ● 産後のサポート体制の充実を図るため、委託可能な施設数を増やし、対象者が自分のニーズに合った場所を選択できることを目指します。
養育医療 (こども政策課)	● 未熟児で出生し医師が入院養育を必要と認めた子どもに対し、養育に必要な医療の給付を行います。



主な取り組み	
新生児聴覚検査 （こども政策課）	● 聴覚障害児を早期に発見して早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児への聴覚検査を実施します。
救急医療体制の確保 （健康保険課）	● 長崎市夜間急患センターの運営について、長崎市と協定を締結し、管理運営を行います。 ● 子ども医療電話相談「#8000」、救急安心センター「#7119」など、救急相談窓口の周知を行います。
予防接種 （こども政策課）	● 個別接種（ＢＣＧ、二種混合、四種混合、五種混合、麻疹・風疹、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、子宮頸がん、Ｂ型肝炎、ロタウイルス、インフルエンザ）を実施します。 ● おたふくかぜ等の任意接種について、その内容や重要性等を広く周知し、接種率の向上に努めます。
1 か月児健康診査（委託） 3～4 か月児健康診査 9～10か月児健康診査（委託） 1 歳 9 か月児健康診査 3 歳児健康診査 5 歳児健康診査 （こども政策課）	● 健康の保持増進を図るため、乳幼児に対し、問診・計測・診察・保健指導等を行います。 ● 出産から就学前まで切れ目のない健康診査を行うことで、心身の異常の早期発見に努め、相談や保健指導を通して必要な支援につなげます。
乳幼児保護者健康相談 （健康保険課）	● 乳幼児保護者の健康管理に対する意識向上のために、3～4 か月児健康診査や子育て支援センターにおいて、保護者の血圧測定、検尿、骨密度測定等を実施し、産前産後の健康状態の確認や健（検）診の受診勧奨、保健指導を行います。
2 か月児相談 離乳食教室 お誕生相談 ぽかぽか広場 ミニキッチン （こども政策課）	● 専門職による集団講話や個別相談を通して乳幼児の発育発達に関する正しい知識を提供し、見通しを持った育児を支援します。 ● 集団を対象とした教育の場に参加が難しい対象者に対して、個別でのフォローを行うなど、対象者のニーズや家庭状況に合わせて支援を行います。

主な取り組み	
子育てトークの日 (こども政策課)	● 子育て相談専門員が町内の各子育て支援センターを巡回し、子育てについての話をすることで育児不安の軽減を図ります。
ペアレントサポートプログラム「ペアサポ」 (こども政策課)	● 子どもの困った行動に悩んだり、子育てのコツを学びたい保護者に向けたプログラムを通して、楽しい子育てをサポートします。
のびのび子育て教室 (こども政策課)	● 小さく生まれた子どもとその親が「いきいき」、「のびのび」と安心して生活できることを目的に、親子遊びや専門職の講話、グループワークを通して、子どもの健全な発達支援及び親の育児不安等の軽減を図ります。
すくすくキッズ (こども政策課)	● 精神・運動発達が気になる子ども及び育児不安やストレス等を抱えた親子を対象としたお遊び教室を実施します。 ● 切れ目のない発達支援を目指し、多職種及び関係機関との連携の強化を図ります。
ことばの相談 (こども政策課)	● ことばが遅い、コミュニケーションが取りづらい、発音不明瞭など、ことばについて心配な未就学児に対して、言語聴覚士による相談を行います。
フッ素塗布事業 (こども政策課)	● 定期的なフッ素塗布の場を設け、歯の健康に対する意識の向上を図るとともに、かかりつけ歯科医と定期受診の必要性を伝えます。 ● 歯の衛生状態を観察し、歯みがきの実技指導を行います。
フッ化物洗口事業 (健康保険課)	● 町内の保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校で養護教諭等事業担当者と歯科医師の指導のもと、フッ化物洗口を実施します。
子育て世帯訪問支援事業 (こども政策課)	● 子育て経験者等による育児・家事の援助を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図ります。 ● 複雑多様化するケースに対して、研修会等を定期的に行い、支援者の質の向上を図ります。

主な取り組み	
子どもや親に関する 相談体制の充実 (こども政策課)	● 「こども家庭センター」を中心に関係機関との連携を図り、子育て家庭への相談の充実を図ります。
就学時健康診断 (学校教育課)	● 小学校就学を控えた子どもに対し、健康状況の把握、就学相談を行います。
児童生徒等の健康診断 (学校教育課)	● 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、必要な治療を受けるように指示をしたり、保健指導を行います。
歯科疾患予防事業 (健康保険課)	● 歯科保健に対する児童及び保護者の意識の向上を図るため、各学校で取り組んでいる歯科保健の講話やブラッシング指導等の実施支援を行います。
薬物乱用防止対策の推進 (学校教育課)	● 青少年非行の中で重要な課題である薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体との連携のもと情報共有を図り、総合的な防止対策の推進に努めます。 ● 関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止キャンペーンを実施し、防止を啓発していきます。



6 学校教育の充実

次代を担う子どもたちを健やかに心豊かに育むことは、地域社会の重要な責務であることを踏まえ、学校での学びの充実により、子どもたちが自他の幸せのために、よりよい未来を創り上げる資質や能力を育成します。

主な取り組み	
基礎学力の定着を目指した指導の充実 （学校教育課）	● 児童生徒一人ひとりの能力や実態に応じたきめ細やかな教育を推進します。 ● 新しい学習指導要領を踏まえた、主体的・対話的で深い学びを推進します。 ● 基礎学力の定着・向上や学びの習慣化を図るために、漢字、計算、英語の領域で「ながよ検定」を実施します。
特別支援教育の充実 （学校教育課）	● 特別な教育的配慮を必要とする児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな教育の実現を図ります。 ● 通常学級に必要な特別支援教育支援員を配置します。 ● 個別の教育支援計画・指導計画の作成、校内支援委員会の開催、特別支援教育コーディネーターの配置など、校内支援体制の整備充実を図ります。
豊かな心を育成する教育の充実 （学校教育課）	● 特別の教科「道徳」の授業をはじめ、学校の全教育活動を通じて心の教育の充実に努めます。 ● 読書や文化的活動、スポーツを通じて、他者を思いやり生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など、豊かな人間性と社会性を育む教育を推進します。 ● 長与町適応指導教室「いぶき」を設置して、不登校傾向の児童生徒の思いを尊重しながら、自立に向けた（学校復帰に向けた）支援や指導を行います。

主な取り組み	
健康安全教育の充実 (学校教育課)	● 感染症や熱中症から身を守り、健康で安全に生活する力を育む教育に努めます。 ● 栄養バランスの取れた豊かで安全な学校給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進を図ります。 ● 食育を推進し、食に関する正しい知識と食習慣への理解を深めます。
国際化に対応した教育の充実 (学校教育課)	● A L T等を活用し、国際理解教育及び英語教育の充実を図ります。
地域と連携した教育の推進 (学校教育課)	● 学校、家庭、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを目指します。 ● 地域の産業・職業に関する教育や起業家教育など、学校における「ふるさとキャリア教育」を推進します。
教職員研修の充実 (学校教育課)	● 新たな時代のニーズや課題に対応できるように、さまざまな研修の受講を通して、教職員の資質能力の向上を図ります。
心の悩みに対する相談支援体制の充実 (学校教育課)	● いじめ、不登校、L G B Tなど、子どもたちの心の悩みに適切に対応するため、臨床心理の専門的な知識を持つスクールカウンセラーを活用し、子ども本人・教師・保護者のさまざまな相談に対応します。 ● 小学校に「子どもと親の相談員」、中学校に「心の教室相談員」を配置し、児童生徒や保護者に向けた相談体制や支援体制を整備します。 ● スクールソーシャルワーカーを中心に、各関係機関と連携を図り、児童生徒を多面的にサポートします。

7 子どもの健全育成

子どもたちの発達段階に応じて、家庭・学校・地域社会等がそれぞれの役割を自覚しながら連携を深め、健全育成に向けた取り組みを推進します。

また、子どもが安心して過ごすことができ、学びや体験などを通じて、心の成長を育む場づくりを推進します。

主な取り組み	
乳幼児教育事業 (生涯学習課)	● 3～4か月児健診時に、絵本を通して親子の触れ合いの大切さを伝えるため、絵本の読み聞かせとともに絵本を贈呈するブックスタート事業を実施します。 ● 町内の幼稚園及び認可保育所等による家庭教育学級の開催を支援します。
子どもの居場所づくりの推進（児童館運営） (こども政策課)	● 子どもの遊び場・居場所づくりとして内容を充実させ、さらなる来館者の増加を図ります。また、子育て支援センターとしての機能を持たせ、乳幼児の子どもがいる親子の子育て支援を行います。 ● 大学生や地域の人と連携して、居場所づくりをより推進するよう検討していきます。
文化・芸術の振興 (図書館運営) (生涯学習課)	● 情報拠点として、資料の収集・整備・保存と迅速な提供、多様な学習機会の提供、情報発信の強化を図ります。 ● 地域の文化やまちづくりを支援するため、地域に関する資料や郷土資料の収集・整備・保存を行います。 ● 「ながよ電子図書館」の利用啓発による利用登録者数及び貸出点数の増加に努めます。

主な取り組み	
青少年の健全育成 （生涯学習課）	● 県が推進している「ココロねっこ運動」と連動させながら、青少年を取り巻く環境の浄化や健全育成活動を実施します。 ● 家庭の教育力の向上を目指す「家庭教育10か条」を推進し、小中学校における家庭教育学級の開催を支援します。 ● 「ファミリープログラム」を導入した研修会等を充実します。 ● 地域子ども教室推進事業（土曜学習推進事業）として、地域子ども教室を開催します。 ● 青少年の体験活動に対し、青少年研修補助金を交付します。
生涯学習の推進 （生涯学習課）	● 各種研修活動等の開催支援及び各種団体の指導者間のネットワークの構築を図ります。 ● 社会教育推進指導員の企画による講座を開催します。
生涯スポーツの推進 （生涯学習課）	● スポーツを通じた心身の健康づくりに向けた取り組みを推進します。 ● 各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催や、スポーツ団体等の活動支援に取り組みます。 ● 少子化の中でも、子どもたちが継続してスポーツに親しむことができるように環境整備を推進します。



8 子育て支援ネットワークづくり

地域ぐるみで子育てを応援する仕組みを構築することにより、地域全体で子どもを育てる意識を醸成するとともに、地域の子育て力を高めます。

主な取り組み	
コミュニティWebサイト事業 (こども政策課)	● 就労していたり、子育て中の人でも、多くの人が長与町の情報を気軽に見ることができるよう、結婚から子育てに係る事業の情報を更新・発信します。
地域における子育てサロンの推進 (こども政策課)	● 地域住民や母子保健推進員による、地域で子育て中の親子が参加できる取り組みを推進していきます。
多世代交流できる地域づくりの推進 (こども政策課)	● 「こども食堂」をはじめとし、子どもからお年寄りまで世代を超えた交流の機会をつくり、地域全体で子どもを育てていく意識を高めていきます。
子ども会活動の推進 (生涯学習課)	● 長与町子ども会育成会連絡協議会では、町内の子ども会の親睦を深めるため、研修会やイベントの企画・運営を行います。 ● 地区子ども会、地区混合子ども会への加入者の増加に取り組めます。
多様な協働の環境づくり・大学連携事業 (政策企画課)	● 長崎県立大学と長与町が相互の資源を活用して連携し、地域社会の発展や人材の育成に寄与します。

9 仕事と子育ての両立支援

共働き家庭の増加などに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、働きやすい環境づくりを推進します。

また、就業・再就職の支援や父親の子育て参加の促進など、「就労による経済的自立が可能な社会」、「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」、「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の実現を目指します。

主な取り組み	
両立支援制度の情報提供 (こども政策課)	● 妊娠届時や出生届時に、仕事と子育ての両立支援に関する情報を提供します。 ● 母子健康手帳の「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用をはじめ、医療機関、企業等の関係機関との連携を図り、普及・啓発に取り組みます。
両立支援制度の適切な運用への働きかけ (産業振興課)	● 商工会等に代表される産業団体の協力を得ながら、チラシの配布等の啓発活動を行います。 ● 広報紙やホームページ等を活用して、住民への啓発を行います。
特定事業主行動計画の推進 (総務課) (産業振興課)	● 特定事業主行動計画に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスに関する取り組みを推進します。 ● ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの事業所への普及・啓発に努めます。
子育てがしやすい職場環境づくり (産業振興課)	● 労働者や事業主に対して、育児休業制度等の子育てと仕事の両立に関わる法制度の広報・啓発活動を推進し、意識の高揚を図ります。 ● 働く保護者がゆとりを持って子育てが行えるよう、有給休暇の取得や労働時間の短縮、働き方の工夫などについて、さまざまな機会を通じて企業や事業主に理解と協力を求めています。
就業・再就職の支援 (産業振興課)	● 出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象に、就職に役立つ技術の習得や労働諸制度に関する講座の開催など、関係機関とともに支援を進めます。

主な取り組み	
父親の子育て参加の促進 (こども政策課) (生涯学習課)	● 妊娠期から乳幼児期の父親の育児参加の意識を高めるため、子育て世帯のニーズを踏まえたイベント等を企画します。 ● パパママ学級、親育ち講座、家庭教育学級で父親の育児への参加意識を高めます。



支援を必要とする子どもや家庭をきめ細かに支援します

10 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。

また、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、ひとり親家庭等医療費助成制度や放課後児童クラブ利用料補助などの経済的支援を行います。

主な取り組み	
児童扶養手当 (こども政策課)	- 離婚等によるひとり親の家庭、父または母が重度障害者の家庭で18歳以下の児童等を扶養する者に対して手当を支給します。 - 制度の案内漏れ等がないよう、周知に努めます。
ひとり親家庭等医療費助成制度 (こども政策課)	ひとり親家庭、両親のいない家庭、父母の一方が重度の障害の状態にある家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）と、その保護者を対象に、医療機関等に支払われた保険診療金額について、その一部を助成します。
一時預かり利用料補助 (こども政策課)	非課税世帯のひとり親家庭は利用料が無料です。ただし、食費は別途自己負担が必要です。
ファミリー・サポート・センター利用料補助 (こども政策課)	1世帯（年度間（4～3月））最大24時間分の利用料を助成します。
就学援助制度 (教育総務課)	- 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費などの就学に必要な援助を行います。 - 学校からのおたよりやホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。

主な取り組み	
放課後児童クラブ利用料補助 (こども政策課)	● 児童扶養手当受給者等に対して、保育料の1/2(1月あたり上限5,000円)を助成します。
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金【県事業】 (こども政策課)	● ひとり親世帯の経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもの福祉増進のために、必要な貸付制度の案内を行います。



11 障害のある子どもへの支援

身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障害児通所支援等のサービスの充実に努めます。

発達障害の子どもを含め、何らかの支援や見守りが必要な子どもは増加傾向にあり、サービス事業者との連携はもとより、幼稚園・認定こども園・認可保育所・小学校・医療機関・放課後児童クラブなど、さまざまな関係機関と連携を深めながら支援に取り組みます。

主な取り組み	
ひばり学級 (こども政策課)	● 発達面に何らかの心配や不安を抱えている未就学児のいる家庭を対象に、発達相談・園への支援・親子療育などを行います。 ● 巡回支援専門員整備事業において、保育園、幼稚園、子育て支援センター等の関係機関との連携強化を図るとともに、関係機関への支援を通して地域の「支援の力」の向上に努めます。
地域療育等支援事業 (巡回相談)【県事業】 (こども政策課)	● 時津町児童発達支援センターひまわりの園の施設支援を利用し、町内保育所等を訪問し、集団生活の中で発達面に心配のある子どもへの対応について協議します。
児童発達支援 (こども政策課)	● 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。 ● 就学前児童に対する療育の場は、医療・保健・福祉・教育の分野など多岐にわたるため、各々の機関が果たす役割を共有し、利用者・家族を中心として、関係機関同士がつながる体制づくりを目指します。
放課後等デイサービス (こども政策課)	● 小学校や中学校等に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害のある子どもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 ● 将来を見据え、自立した生活を送るための援助計画、支援となるよう、相談支援事業所を中心として、利用を勧めていきます。

主な取り組み	
保育所等訪問支援 （こども政策課）	● 保育所等の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援を行うことが必要と認められた障害のある子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。 ● 事業所でのみできることが増えていくのではなく、生活の場で（場面が変わっても、どこでも）発揮できる力が備わるよう、支援に取り組みます。
居宅訪問型児童発達支援 （こども政策課）	● 外出することが著しく困難な重度心身障害の子どもについて、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。 ● 医療機関等と連携しながら、安定した生活ができるよう、家族も含めた援助を目指します。
障害児相談支援事業 （こども政策課）	● 障害児通所サービスを申請した障害のある子どもについて、障害児支援利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行います。 ● 利用者のニーズを踏まえた適切な個別支援計画の作成に向けて、相談支援専門員の資質の向上を図ります。
医療的ケア児等 訪問型レスパイト事業 （こども政策課）	● 在宅で医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ります。
特別児童扶養手当 （こども政策課）	● 障害のある児童（20歳未満）を扶養する保護者等に手当を支給します。
障害児福祉手当 （こども政策課）	● 障害のある児童（20歳未満）に手当を支給します。
育成医療 （こども政策課）	● 身体に障害を有する児童、または治療を行わない場合に将来障害を残すと認められる疾患があつて、指定の医療機関で治療を受けることで、確実な治療効果が期待できる児童に対して医療費を助成します。
小児慢性日常生活用具 購入費の助成 （こども政策課）	● 小児慢性特定疾患児に対し、日常生活に必要な特殊寝台等の日常生活用具購入費の一部を助成します。

主な取り組み	
軽度・中等度難聴児 補聴器購入費の助成 (こども政策課)	● 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある児童に対し、音声言語能力の向上やコミュニケーション能力の増進を図るため、補聴器等購入費の一部を助成します。
障害のある子どもに関する 相談支援 (こども政策課)	● 「こども家庭センター」を中心に、教育・保育施設、学校等の関係機関との連携強化を図りながら、相談・協力体制の充実に努めます。 ● 個々に合わせた相談対応の充実に努めます。
特別支援教育就学奨励事業 (教育総務課)	● 小学校や中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費について、その一部を負担します。 ● 学校からのおたよりやホームページ等を活用し、制度内容の周知に努めます。



12 子どもの虐待防止

子どもの虐待に関する痛ましい事件が増え、社会問題化しています。子どもたちの大切な命・育ちを守るため、専門機関及び関係機関と緊密な連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

主な取り組み	
児童虐待の防止及び 対応の充実 （こども政策課）	● 要保護児童または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るために、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関による情報交換や支援に関する協議を定期的に行います。また、個別ケース検討会議などを適宜開催し、要保護児童等に対する適切な対応に努めます。 ● 「要保護児童対策地域協議会」担当職員が研修を受講するとともに、虐待防止専門員や保健師などの専門職を配置し、母子保健、子育て支援、障害児支援等で児童虐待防止の視点を持って対応していきます。 ● 地域の関係機関と協力し、支援が必要な児童や保護者に対する居場所等の支援確保を推進していきます。
児童虐待防止など 子どもの人権に関する 啓発活動の推進 （こども政策課）	● 一般向け「子ども虐待対応マニュアル」、保護者向け「マルトリートメント（不適切な養育）防止パンフレット」を配布するとともに、関係機関への出前講座を実施し、啓発と予防、対応の充実を図ります。 ● 児童虐待防止月間に広報誌等による啓発を行うとともに、研修会を通して、学習の機会及び町における児童虐待の実態に関する情報共有を行います。
子どもに関する相談体制の 充実 （こども政策課）	● 「こども家庭センター」を中心に、教育・保育施設、学校等の関係機関との連携強化を図りながら、相談・協力体制の充実に努めます。 ● 個々に合わせた相談対応の充実を図ります。

13 子どもの貧困対策

すべての子どもたちの将来が、その生まれ育った環境により夢や希望がかなえられないといったことのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係部署や関係機関が連携して、子どもの成長を見守る仕組みを充実します。

主な取り組み	
就学援助制度 (教育総務課)	● 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、修学旅行費、給食費、学用品費、新入学児童生徒学用品費などの就学に必要な援助を行います。 ● 学校からのおたよりやホームページ等を活用し、制度の周知に努めます。
共働き世帯やひとり親世帯等における子どもの居場所づくり (こども政策課) (生涯学習課)	● 共働き世帯やひとり親世帯、または子育ての孤立化などによって、厳しい状況にある家庭の子どもを対象とした子どもの居場所づくりに努めます。 ● 「こども食堂」をはじめ、地域及び事業所等による子どものための活動を全面的に支援します。
子どものための学習支援事業 (こども政策課) (福祉課)	● 子どもが抱える特有の課題に対応するとともに、子どもたちの居場所を兼ねた学習支援の場について、関係機関と連携して場の確保や利用の案内を行います。 ● 子どもたちの状況に合わせた支援に向けて、関係機関と連携して学習や進路の後押しにつなげていきます。
親に対する就労支援 (福祉課) (こども政策課)	● ひとり親家庭、生活困窮者及び生活保護受給者の就労支援について、母子・父子自立支援員や就労支援員、ハローワーク等と連携し、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
生活困窮者自立支援事業 (福祉課) (こども政策課)	● 生活困窮の人に対する自立相談支援事業や住居確保給付金の案内を行うほか、就労実現を目指す被保護者等に寄り添い型の就労支援を行い、自立を助長します。

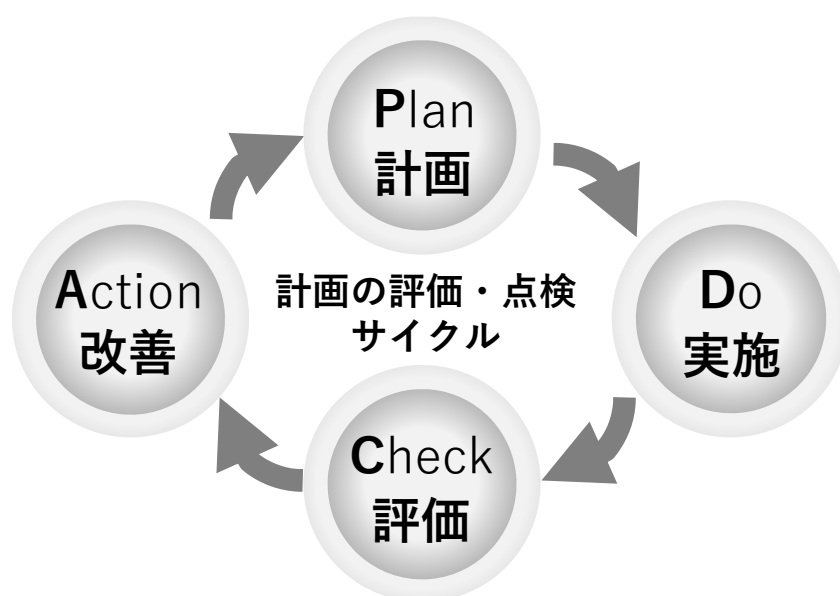
第5章 計画の推進

1 進行管理・評価

各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況及び教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況・実績等について、計画の立案（Plan）、実施（Do）することはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を構築し、点検・評価します。

これらの点検・評価は、長与町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行い、ホームページなどにより広く住民に公表します。

また、計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等について、かい離が大きい場合は見直しを行います。



2 推進体制

(1) 連携体制の確立

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などのさまざまな施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 住民や関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたっては、地域でのきめ細かな取り組みが重要であるため、住民や企業などさまざまな観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに毎年度に計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本町では、子ども・子育て支援法に基づき、住民、教育・保育など関係機関・団体の代表、学識経験者等で組織された「長与町子ども・子育て会議」で、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて、幅広い立場から意見を伺い、計画の実効性をより一層高めていきます。

また、本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取り組みを行う住民団体・グループ、地域、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(3) 国・県との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や県との連携が不可欠です。国における今後の制度改革の動きも踏まえつつ、誰もが安心して子どもを生み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりを推進していく必要があります。

また、住民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、さまざまな制度の改革と充実に努めるよう、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

資料

1 計画策定組織

(1) 長与町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、長与町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員の中から、会長が指名する委員で組織する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 長与町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）

	氏 名	団体名・役職名等	備 考
1	◎山口 朝三	長与町手をつなぐ育成会 会長	子どもの保護者代表
2	高木 めぐみ	小中学生保護者代表	子どもの保護者代表
3	一瀬 竜義	長与町PTA連合会 会長	子どもの保護者代表
4	内田 千鶴	あらいきり児童クラブ 保護者代表	子どもの保護者代表
5	渡部 公介	子育て支援サークルさくらんぼ代表	地域子育て支援サークル代表
6	松尾 郁子	高田保育所 所長	公立保育所代表
7	新留 由紀子	長与保育園 園長	私立保育園代表
8	高津 旨克	フレンド幼稚園 園長	幼稚園・認定こども園代表
9	片岡 智子	長与小学校 校長	小・中学校長会代表
10	松下 一徳	長与町子ども会育成会連絡協議会 会長	子育て支援団体代表
11	太田 香苗	上長与児童館 児童厚生員	児童館児童厚生員代表
12	平田 由紀	あらいきり児童クラブ 支援員	放課後児童クラブ支援員代表
13	下野 典子	長与町母子保健推進員協議会 会長	母子保健推進員協議会代表
14	○林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	主任児童委員代表
15	宮司 裕子	長与町教育委員会 教育次長	長与町教育委員会代表

◎：会長 ○：副会長

(順不同・敬称略)

2 計画の策定経過

期 日	内 容	備 考
令和2年 11月5日	令和2年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第2期事業計画の点検・評価
令和4年 1月28日	令和3年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第2期事業計画の点検・評価
令和4年 10月28日	令和4年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第2期長与町子ども・子育て支援事業計画 中間見直し
令和6年 2月7日	令和5年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第3期事業計画策定アンケート調査票案 の検討 ○第3期事業計画策定スケジュールについて
令和6年 3月	長与町の子ども・子育て支援 に関するアンケート調査の 実施	就学前児童 1,620票を配布 小学生児童 1,798票を配布
令和6年 9月26日	令和6年度 第1回 長与町子ども・子育て会議	○第3期事業計画策定アンケート調査の結果 報告 ○第2期事業計画の進捗状況 ○第3期事業計画骨子案の検討
令和6年 12月20日	令和6年度 第2回 長与町子ども・子育て会議	○第3期事業計画（素案）の検討
令和7年 1月	パブリックコメントの実施	令和7年1月14日～31日
令和7年 2月27日	令和6年度 第3回 長与町子ども・子育て会議	○パブリックコメントの結果報告 ○第3期事業計画（最終）について

第3期 長与町子ども・子育て支援事業計画

発行日 : 令和 7 年 3 月

発 行 : 長与町

編 集 : 長与町 住民福祉部 こども政策課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

TEL 095-883-1111(代表)

FAX 095-883-2061

ホームページ <https://webtown.nagayo.jp/>
